

令和8年度第1回国分寺市介護保険運営協議会 次第

日時：令和8年5月26日（火）午後6時30分～

会場：201会議室

1 開会

① 機構改革・事務局職員変更（資料1）

② 委員の配置換えについて（資料2）

2 議題

① 地域密着型サービス事業所の指定について（資料3～4）

② 国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査の結果報告書（案）について（資料5～6）

3 報告

① 令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書について（資料7）

② 令和8年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書について（資料8）

③ 隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について（資料9）

4 閉会

＜令和8年度 機構改革に係る体制変更について＞

令和8年度第1回運協
資料1

1 体制変更

現行（～R.8.3.31）	変更後（R.8.4.1～）	主な担当業務
高年齢福祉課	計画・事業推進係	<u>計画係</u> ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画等に関すること ・介護保険運営協議会に関すること ・高齢福祉の増進に関すること
	介護保険係	
	相談支援係	<u>介護認定・保険料係</u> ・介護認定審査会に関すること ・介護保険料の賦課及び徴収に関すること
		<u>介護給付係</u> ・介護保険の給付管理に関すること ・介護保険サービス等の指定に関すること
	<u>計画調整担当</u> ・認知症施策推進計画に関すること ・地域包括支援センター運営協議会に関すること ・その他地域包括ケアの推進に関すること	
	<u>地域包括ケア課</u> ・認知症施策に関すること ・介護予防に関すること ・在宅医療・介護連携の推進に関すること	
	<u>相談支援担当</u> ・地域包括支援センターに関すること ・高齢者等の相談支援に関すること ・高齢者の権利擁護に関すること	

※変更箇所は下線部

2 連絡先

高年齢福祉課	計画係	
	計画担当	042-312-8637
	介護認定・保険料係（認定）	042-312-8640
	介護認定・保険料係（保険料）	042-312-8639
	介護給付係	042-312-8638
Mail		kourei@city.kokubunji.tokyo.jp

地域包括ケア課	計画調整担当	
	地域包括ケア担当	042-312-8642
	相談支援担当	042-312-8641
Mail		chiiki_care@city.kokubunji.tokyo.jp

国分寺市介護保険運営協議会委員（第9期）名簿

令和8年度第1回運協
資料2

委嘱期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日

※青木委員・横田委員・北山委員・鈴木委員の委嘱期間は、令和6年5月1日～令和9年3月31日

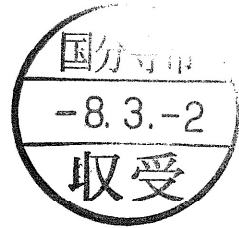
石川委員の委嘱期間は、令和7年12月1日～令和9年3月31日

選出区分	氏名	所属団体等	氏名	所属団体等
	令和8年4月1日から		令和8年3月31日まで	
公募により選出された 第1号被保険者	おかべ まさゆき 岡部 正行	—		
	ほしば かおる 干場 薫	—		
公募により選出された 第2号被保険者	あおき ちかこ 青木 千佳子	—		
	よこた ごういち 横田 剛一	—		
公募により選出された 居宅サービス又は 施設サービスの従事者	きたやま なおこ 北山 奈穂子	国分寺ひかり診療所 通所リハビリテー ション		
	すずき さおり 鈴木 さおり	一般財団法人 国分 寺市健康福祉サービ ス協会		
国分寺市介護認定審査会の代表	とみい ともこ 富井 友子	国分寺市介護認定審 査会委員	はしもと まさあき 橋本 正明	国分寺市介護認定審 査会会長
居宅サービス事業者の代表	やぎ あきこ 八木 亜希子	さわやか訪問看護リ ハビリステーション		
施設サービス事業者の代表	しみず けいじ 清水 桂司	社会福祉法人にんじ んの会 にんじん健康ひろば		
民生委員の代表	いしかわ ますみ 石川 真澄	国分寺市民生委員・ 児童委員協議会西部 地区会長		
国分寺市社会福祉協議会の代表	おがわ けいいちろう 小川 恵一郎	社会福祉法人国分寺 市社会福祉協議会事 務局長		
識見を有する者	かじ ひろむ 加地 裕武	多摩の森総合法律事 務所		
	おくやま ひさし 奥山 尚	奥山内科クリニック		
	やまぐち こうじ 山口 光治	淑徳大学 学長		
	はしもと まさあき 橋本 正明	(公財)社会福祉振 興・試験センター理 事長	とみい ともこ 富井 友子	十文字学園女子大学

地域密着型サービス事業所の指定更新に係る資料
(愛の家グループホーム国分寺本多)

- 1 指定地域密着型サービス事業所 指定更新申請書写し
- 2 認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項

指定地域密着型サービス事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所
 指定介護予防支援事業所



指定更新申請書

2026年 2月 29日

国分寺 市(区・町・村)長殿

所在地 〒330-6029
 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
 ランド・アクセス・タワー29F

申請者 名称 メディカル・ケア・サービス株式会社
 代表者職名・氏名 代表取締役・山本教雄



介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号	030001008396									
申請者	フリガナ	メディカル・ケア・サービスカブシキガイシャ										
	名称	メディカル・ケア・サービス株式会社										
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 330 - 6029) 埼玉県 (都) 道 さいたま (市) 区 市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・ 府 県 町 村 タワー29F										
	連絡先	電話番号	048-711-6760 (内線)				FAX番号					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ	ヤマモトノリオ							
			氏名	山本教雄								
	代表者の住所											
事業所	事業等の種類	認知症対応型共同生活介護	介護保険事業所番号	1393100126								
	指定有効期間満了日	2026年3月31日										
	フリガナ	アイノイエグループホームコクブンジホンダ										
	名称	愛の家グループホーム国分寺本多										
	所在地	(郵便番号 185 - 0011) 東京 (都) 道 国分寺 (市) 区 本多2-15-15 府 県 町 村										
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき											
	フリガナ											
	名称											
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村										
管理者	フリガナ	カノウアカリ										
	氏名	加納明莉		生年月日								
	住所											

- 備考
- 「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
 - 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。
 - 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
 - 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

付表第二号(七) 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号	0300-01-008396							
	フリガナ	アイノイエグループホームコクブンジホンダ							
	名称	愛の家グループホーム国分寺本多							
	所在地	(郵便番号 185 - 0011) 東京 都 道 国分寺 市区 本多2-15-15 府 県 町 村							
	連絡先	電話番号	042-300-1260 (内線)	FAX番号	042-300-1261				
管理者	フリガナ	カノウ アカリ		住所	[REDACTED]				
	氏名	加納 明莉							
	生年月日	[REDACTED]							
	他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地		事業所番号					
		<small>兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等</small>							
本体施設の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本体施設名称		事業所番号				
協力医療機関	名称	多摩ゆずクリニック		主な診療科名	内科				
	名称			主な診療科名					
○人員に関する基準の確認に必要な事項									
共同生活住居数		戸							
従業者の職種・員数		① 介護従業者		② 介護従業者		③ 介護従業者		計画作成担当者	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)		5		6					
非常勤(人)		2		1					
常勤換算後の人数(人)		7		7					
利用者数(推定数を記入)		合計	9 人	9 人	9 人	9 人			
利用定員		9 人		9 人		9 人		9 人	
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
建物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 耐火建築物	<input type="checkbox"/> 準耐火建築物	<input type="checkbox"/> その他					
添付書類		別添のとおり							

備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
- 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
- 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。

地域密着型サービス事業所の指定更新に係る資料
(社会福祉法人普門会 特別養護老人ホーム にしき苑)

- 1 指定地域密着型サービス事業所 指定更新申請書写し
- 2 地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る記載事項

指定地域密着型サービス事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所
 指定介護予防支援事業所



指定更新申請書

2026 年 1 月 30 日

国分寺 市(区・町・村)長殿 所在地 東京都国分寺市東恋ヶ窪2-22-38
 申請者 名称 社会福祉法人 普門会
 代表者職名・氏名 理事長 鈴木 亮一

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

法人番号 9 | 0 | 1 | 2 | 4 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 8

申請者	フリガナ	シヤカイフクシホウジン フモンカイ		
	名称	社会福祉法人 普門会		
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 185 - 0014) 東京 都道府県 国分寺 市区町村 東恋ヶ窪2-22-38		
	連絡先	電話番号 042-327-2225 (内線) Email nishiki-en@icom.home.ne.jp	FAX番号 042-328-3908	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名 理事長	フリガナ スズキ リョウイチ 氏名 鈴木 亮一	
代表者の住所				
事業所	事業等の種類	地域密着型介護老人福祉施設	介護保険事業所番号	1 3 9 3 1 0 0 1 4 2
	指定有効期間満了日	2026年3月31日		
	フリガナ	ニシキエン		
	名称	社会福祉法人 普門会 特別養護老人ホーム にしき苑		
	所在地	(郵便番号 -) 都道府県 市区町村		
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき			
	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道府県 市区町村		
管理者	フリガナ	ヤナギ サトミ		生年月日
	氏名	柳 聡美		
	住所			

- 備考
- 「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
 - 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。
 - 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
 - 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合、付表に該当する事業所を記入してください。

付表第二号(九) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定等に係る記載事項

施設	法人番号	9012405000508								
	フリガナ	シャカイフクシホウジン フモンカイ								
	名称	社会福祉法人 普門会 特別養護老人ホーム にしき苑								
	所在地	(郵便番号 185 0014)	東京都	都府県	国分寺	市区町村	東恋ヶ窪2-22-38			
	連絡先	電話番号	042-327-2225	(内線)	FAX番号	042-328-3908				
管理者	フリガナ	ヤナギ サトミ		住所	[REDACTED]					
	氏名	柳 聡美								
	生年月日	[REDACTED]								
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)	にしき苑施設長・通所管理者・訪問管理者								
	他の事業所・施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地	①にしき苑(特別養護老人ホーム) / 国分寺市東恋ヶ窪2-22-38			事業所番号	① 1373100047			
	②高齢者在宅サービスセンターにしき苑(通所介護) / 国分寺市東恋ヶ窪2-22-38			② 1373100153						
	③にしき苑ヘルパーステーション(訪問介護) / 国分寺市東恋ヶ窪2-22-38			③ 1373100674						
	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等	①～③ 8:30～17:30(共通)								
協力医療機関	本体施設の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	本体施設名称	にしき苑		事業所番号	1373100047			
	併設事業所の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	短期入所生活介護の実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		事業の実施形態	<input checked="" type="checkbox"/> 空床利用型 <input type="checkbox"/> 併設事業所			
サービス提供単位1	名称	国分寺病院		主な診療科名	内科・循環器科					
	名称	とくら歯科		主な診療科名	歯科治療・口腔ケア等					
サービス提供単位2	介護形式(いずれか一方を選択)	<input type="checkbox"/> 従来型 <input checked="" type="checkbox"/> ユニット型								
	〇人員に関する基準の確認に必要な事項									
	従業者の職種・員数	医師		生活相談員		介護職員		看護職員		
	地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	専従	*兼務		専従	*兼務		専従	*兼務	
		常勤(人)	/		専従	/		専従	/	
	非常勤(人)	/		専従	/		専従	/		
	常勤換算後の人数(人)	/		専従	/		専従	/		
	地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	専従	*兼務		専従	*兼務		専従	*兼務	
		常勤(人)	2		専従	1		専従	1	
	非常勤(人)	/		専従	/		専従	/		
常勤換算後の人数(人)	/		専従	/		専従	/			
入所者数(推定数を記入)	20		人	短期入所利用者数(併設型の場合)	5		人(推定数を記入)			
〇設備に関する基準の確認に必要な事項										
居室	1室の最大定員	地域密着型介護老人福祉施設		短期入所生活介護						
居室	入所者1人あたりの最小床面積	15.3 m ²		15.3 m ²						
廊下	食堂と機能訓練室の合計面積	164.96 m ²		164.96 m ²						
廊下	片廊下の幅	2.35 m		2.35 m						
廊下	中廊下の幅	2.75 m		2.75 m						
建築物の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他									
入所定員	20		人							
介護形式(いずれか一方を選択)	<input type="checkbox"/> 従来型 <input type="checkbox"/> ユニット型									
〇人員に関する基準の確認に必要な事項										
従業者の職種・員数	医師		生活相談員		介護職員		看護職員			
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	専従	*兼務		専従	*兼務		専従	*兼務		
	常勤(人)	/		専従	/		専従	/		
非常勤(人)	/		専従	/		専従	/			
常勤換算後の人数(人)	/		専従	/		専従	/			
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	専従	*兼務		専従	*兼務		専従	*兼務		
	常勤(人)	/		専従	/		専従	/		
非常勤(人)	/		専従	/		専従	/			
常勤換算後の人数(人)	/		専従	/		専従	/			
入所者数(推定数を記入)			人	短期入所利用者数(併設型の場合)			人(推定数を記入)			
〇設備に関する基準の確認に必要な事項										
居室	1室の最大定員	地域密着型介護老人福祉施設		短期入所生活介護						
居室	入所者1人あたりの最小床面積	m ²		m ²						
廊下	食堂と機能訓練室の合計面積	m ²		m ²						
廊下	片廊下の幅	m		m						
廊下	中廊下の幅	m		m						
建築物の構造	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他									
入所定員			人							
添付書類	別添のとおり									

- 備考
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
 - 「短期入所生活介護を実施している場合の事業の実施形態(空床型・併設型の別)」については、空床型・併設型のいずれか一方又は両方にチェックしてください。
 - 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
 - 従業者の職種・員数の「*兼務」欄は、短期入所生活介護以外との兼務を行う従業者について記載してください。
 - 介護支援専門員に代えて介護の提供に係る計画等の作成に経験のある生活相談員等を配置する場合には、その員数は、「介護支援専門員等」欄に記載してください。
 - 短期入所生活介護を実施していない場合は、短期入所生活介護の「設備に関する基準の確認に必要な事項」欄については、記載不要です。

第10期計画策定に向けた各種基礎調査 配布数・回収数・回収率一覧

No.	調査名	配布数	有効回収数			有効回収率	(参考)第9期計画策定時		
			郵送	インターネット	合計		配布数	有効回収数	有効回収率
1	介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	3,586件	2,256件	423件	2,679件	74.7%	3,598件	2,497件	69.4%
		1,437件	606件	117件	723件	50.3%	1,198件	542件	45.2%
3	施設等利用者及び家族状況調査	277件	119件	38件	157件	56.7%	297件	128件	43.1%
		412件	55件	96件	151件	36.7%	330件	170件	51.5%
5	意向調査	91件	33件	41件	74件	81.3%	88件	70件	79.5%
		752件	78件	110件	188件	25.0%	464件	185件	39.9%
7	住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅調査	8件	1件	3件	4件	50.0%	9件	4件	44.4%
		6,563件	3,148件	828件	3,976件	60.6%	5,984件	3,596件	60.1%
合計									

必須調査
※国が調査項目を作成
(市独自の調査項目を含む)

市独自調査
※市が調査項目を作成

第5章 介護保険事業者調査

1 回答事業所の概要

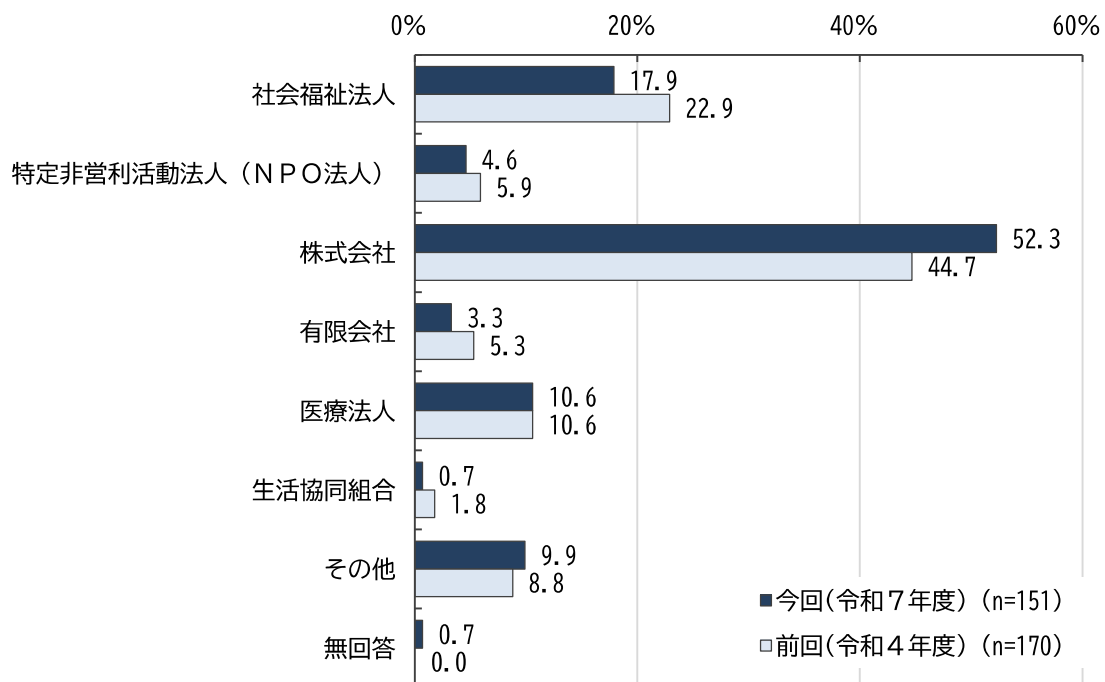
問1 次の(1)～(6)について教えてください

(1) 法人格の種類

事業所の法人格の種類は、「株式会社」が52.3%で最も多く、次いで「社会福祉法人」(17.9%)、「医療法人」(10.6%)等が続いています。

前回の調査結果と比較すると、「株式会社」、「その他」が増加している一方、「社会福祉法人」、「有限会社」の割合が減少しています。

【法人格の種類】

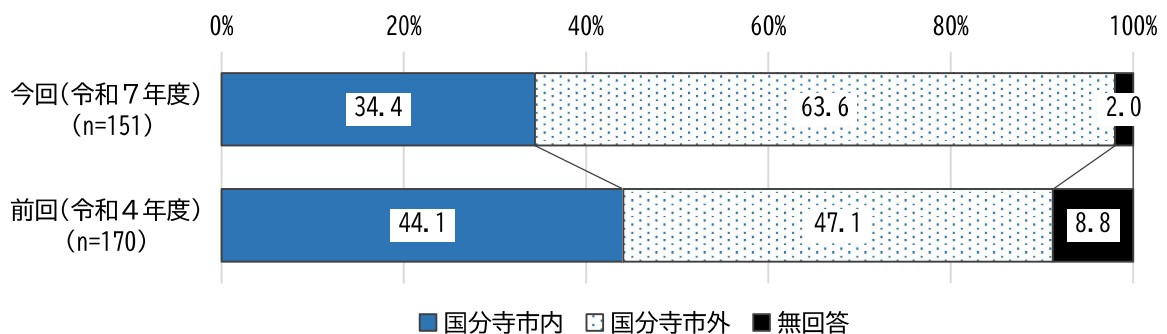


(2) 事業所の所在地

事業所の所在地は、「国分寺市内」が34.4%、「国分寺市外」が63.6%となっています。

前回の調査結果と比較すると、「国分寺市外」が16.5ポイント増加しています。

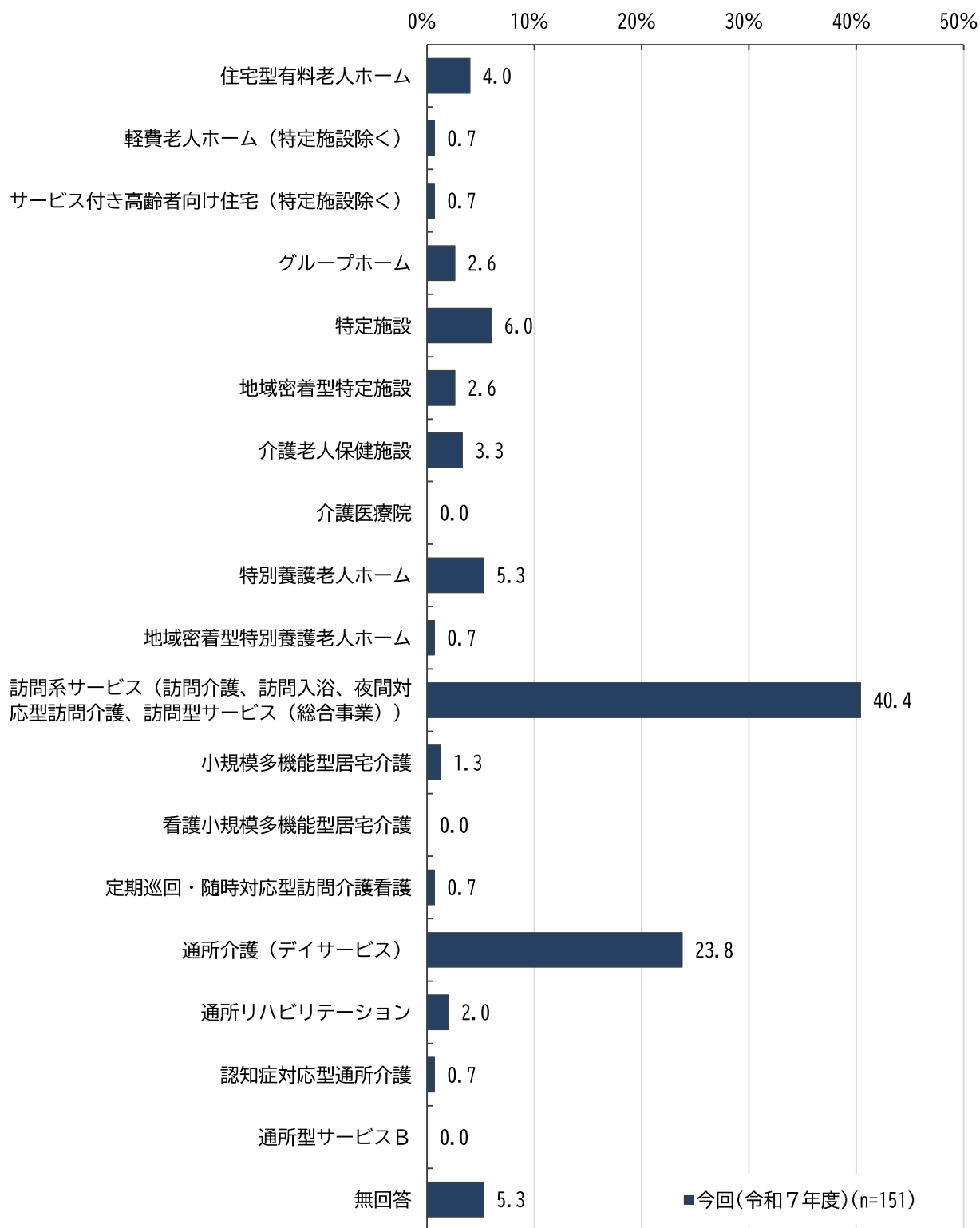
【事業所の所在地】



(3) 該当するサービス種別

回答のあった 151 事業所の内訳は、「訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴、夜間対応型訪問介護、訪問型サービス（総合事業）」が 40.4%で最も多く、次いで「通所介護（デイサービス）」(23.8%)、「特定施設」(6.0%) 等が続いています。

【該当するサービス種別】



【サービス種別:事業所の所在地別】

	回答数 (件)	国分寺市内 (%)	国分寺市外 (%)	無回答 (%)
全 体	151	34.4	63.6	2.0
住宅型有料老人ホーム	6	33.3	66.7	0.0
軽費老人ホーム（特定施設除く）	1	0.0	100.0	0.0
サービス付き高齢者向け住宅（特定施設除く）	1	0.0	100.0	0.0
グループホーム	4	100.0	0.0	0.0
特定施設	9	0.0	100.0	0.0
地域密着型特定施設	4	50.0	50.0	0.0
介護老人保健施設	5	20.0	80.0	0.0
介護医療院	0	0.0	0.0	0.0
特別養護老人ホーム	8	12.5	87.5	0.0
地域密着型特別養護老人ホーム	1	100.0	0.0	0.0
訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴、夜間対応型訪問介護、訪問型サービス（総合事業））	61	34.4	63.9	1.6
小規模多機能型居宅介護	2	100.0	0.0	0.0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0.0	0.0	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	100.0	0.0	0.0
通所介護（デイサービス）	36	30.6	69.4	0.0
通所リハビリテーション	3	33.3	66.7	0.0
認知症対応型通所介護	1	100.0	0.0	0.0
通所型サービスB	0	0.0	0.0	0.0
無回答	8	—	—	—

(4) 職員体制

職員体制をみると、常勤労働者は、1事業所平均で正規職員 13.3 人、正規職員以外 5.6 人となっています。

短時間労働者は、1事業所平均で正規職員 2.3 人、正規職員以外 5.5 人となっています。

登録ヘルパーは、1事業所平均で正規職員以外 4.3 人となっています。

【職員体制】

		正規職員		正規職員以外（※4）		
		合計	うち外国人労働者	合計	うち外国人労働者	うち派遣職員
（※1） 常勤労働者	人数計	1,984 人	58 人	681 人	112 人	24 人
	回答数	149 事業所	101 事業所	122 事業所	98 事業所	100 事業所
	平均	13.3 人	0.6 人	5.6 人	1.1 人	0.2 人
（※2） 短時間労働者	人数計	265 人	7 人	629 人	9 人	24 人
	回答数	115 事業所	97 事業所	114 事業所	97 事業所	100 事業所
	平均	2.3 人	0.1 人	5.5 人	0.1 人	0.2 人
（※3） 登録ヘルパー	人数計			464 人	4 人	2 人
	回答数			107 事業所	97 事業所	96 事業所
	平均			4.3 人	0.04 人	0.02 人

※1 常勤労働者：事業所の定める所定労働時間をすべて勤務する方

※2 短時間労働者：労働時間が、常勤労働者より少ない方（登録ヘルパーを除く）

※3 登録ヘルパー：働くことができる時間を事業所に登録しておき、本人の都合の良い時だけ勤務する方（訪問介護事業所のみ）

※4 正規職員以外：「派遣・契約・臨時・パートタイム」職員等の方

(5) 正規職員の勤務年数

正規職員の勤務年数をみると、「3年以上」が69.3%で最も多く、次いで「1～3年未満」(18.3%)、「1年未満」(12.4%)となっています。

前回の調査結果と比較すると、「1年未満」が0.7ポイント増加している一方、「3年以上」が0.9ポイント減少しています。

【正規職員の勤務年数】

	1年未満	1～3年未満	3年以上	合計
人数計	243人	359人	1,362人	1,964人
構成比	12.4%	18.3%	69.3%	100.0%
構成比(前回)	11.7%	18.1%	70.2%	100.0%

(6) 短時間労働者・登録ヘルパーの勤務年数

短時間労働者・登録ヘルパーの勤務年数をみると、「3年以上」が58.4%で最も多く、次いで「1～3年未満」(25.9%)、「1年未満」(15.7%)となっています。

【短時間労働者・登録ヘルパーの勤務年数】

	1年未満	1～3年未満	3年以上	合計
人数計	186人	307人	692人	1,185人
構成比	15.7%	25.9%	58.4%	100.0%

(7) 事業所運営にあたり不足していると感じる職員数

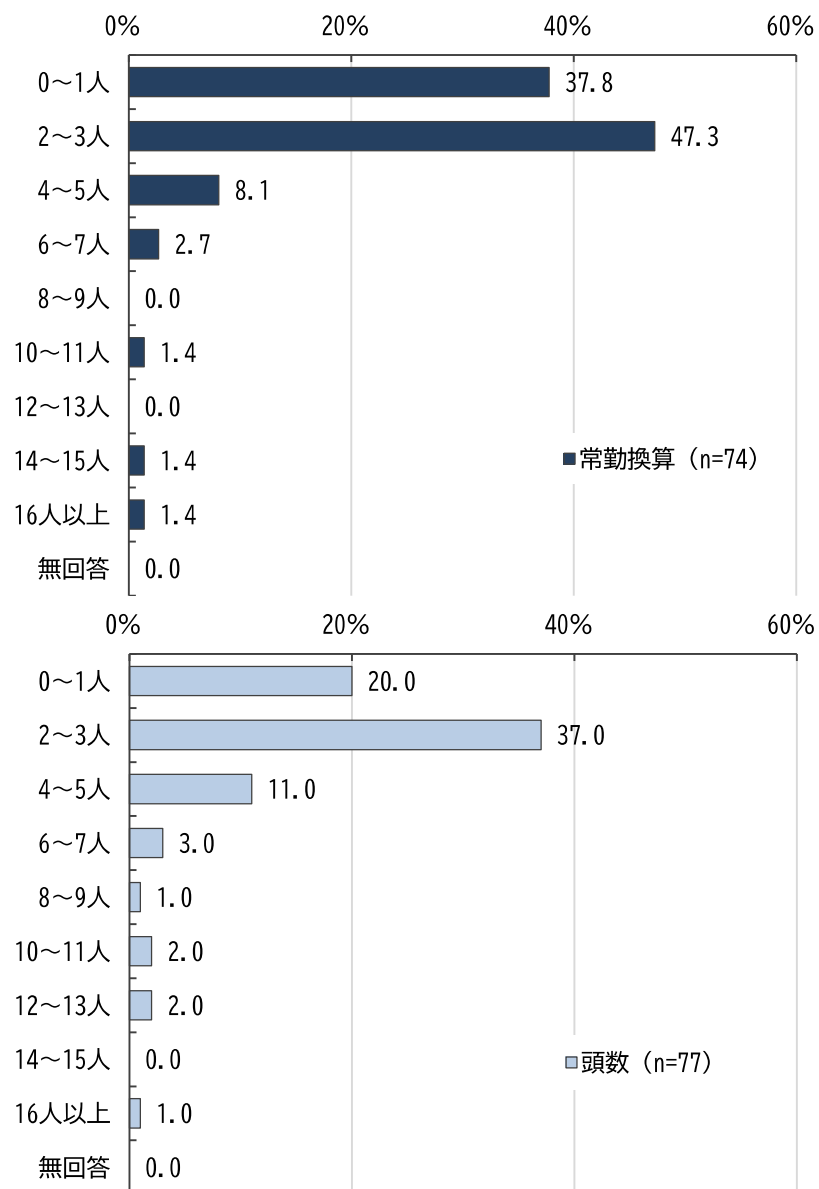
問2 貴事業所において安定的に事業所運営を行うにあたり、不足していると感じる職員数は、常勤換算で何人になりますか。また、頭数では何人になりますか。(複数回答)

事業所運営にあたり不足していると感じる職員数については、「常勤換算」の人数について回答した事業所は74件、「頭数」の人数について回答した事業所は77件、「不足していない」は68件となっています。

内訳をみると、常勤換算では「2～3人」が47.3%で最も多く、頭数では「2～3人」が37.0%で最も多くなっています。

【事業所運営にあたり不足していると感じる職員数】

単位：件	常勤換算	頭数	不足していない	無回答
今回（令和7年度）n = (151)	74	77	68	3

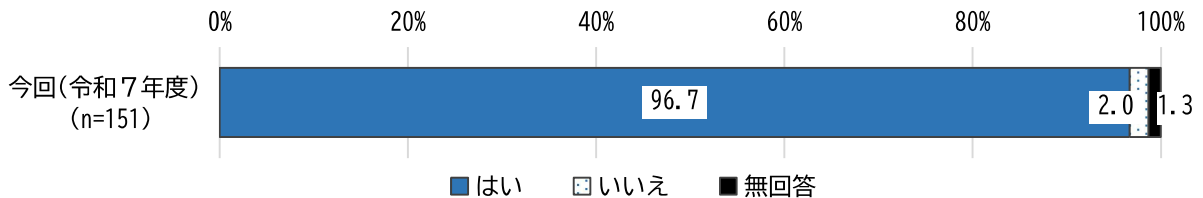


(8) 事業所開設期間

問3 貴事業所は開設から1年以上経過していますか。

開設から1年以上経過しているかについては、「はい」が96.7%となっています。

【開設から1年以上経過しているか】



(9) 採用・離職人数

問4 過去1年間（令和7年2月1日～令和8年1月31日）に採用した人数、離職した人数を常勤・非常勤別にご記入ください。外国人人材も含めて教えてください。

過去1年間（令和7年2月1日～令和8年1月31日）の採用人数と離職人数をみると、常勤職員の合計は常勤労働者、短時間労働者ともに採用人数のほうが離職人数を上回っています。

1事業所あたりの平均採用人数は、常勤労働者の常勤職員が1.9人、非常勤職員が1.3人、短時間労働者の常勤職員が0.3人、非常勤職員が1.6人になっています。

また、1事業所あたりの平均離職人数は、常勤労働者の常勤職員が1.4人、非常勤職員が0.9人、短時間労働者の常勤職員が0.1人、非常勤職員が1.0人になっています。

【採用人数（常勤・非常勤別）】

		常勤	非常勤
労働者	人数計	231人	148人
	回答数	122事業所	112事業所
	平均	1.9人	1.3人
労働者	人数計	26人	179人
	回答数	100事業所	110事業所
	平均	0.3人	1.6人

【離職人数（常勤・非常勤別）】

		常勤	非常勤
労働者	人数計	167人	97人
	回答数	118事業所	110事業所
	平均	1.4人	0.9人
労働者	人数計	8人	114人
	回答数	99事業所	112事業所
	平均	0.1人	1.0人

2 居所変更の実態について（施設・居住系サービス事業者のみ回答）

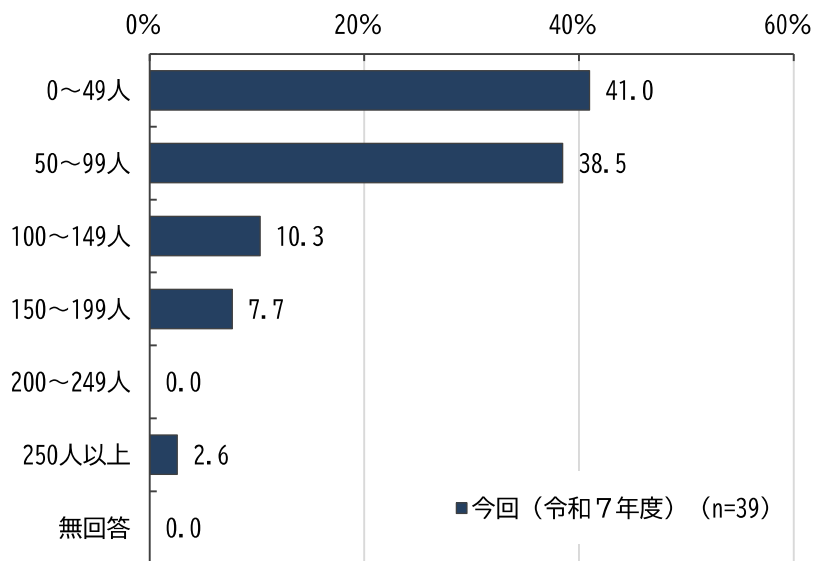
問5～問13は、問1（3）で選択肢1～10の施設・居住系サービスを選択した事業所のみ回答しています。

問5 貴施設等の入所・入居者について、教えてください。

（1）利用者定員数

利用者定員数は、「0～49人」が41.0%で最も多く、次いで「50～99人」（38.5%）、「100～149人」（10.3%）等が続いています。

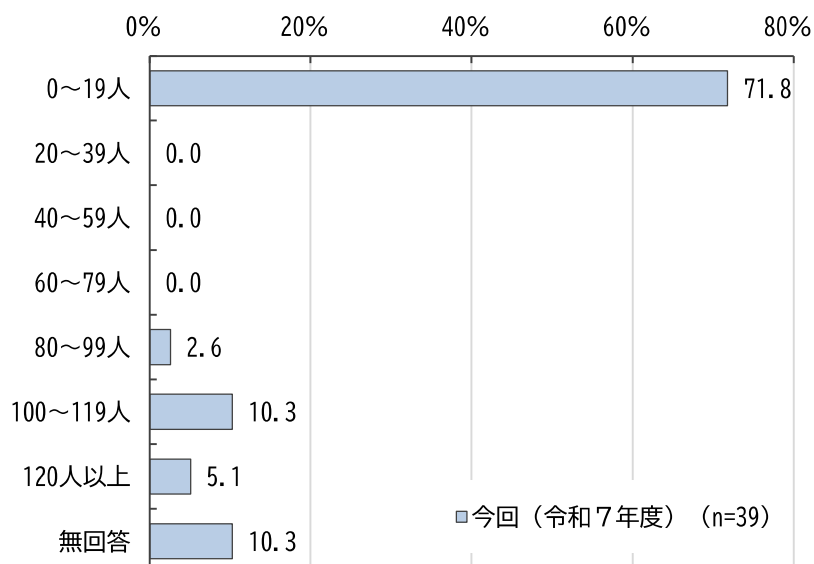
【利用者定員数】



（2）待機者数

待機者数は、「0～19人」が71.8%で最も多く、次いで「100～119人」（10.3%）、「120人以上」（5.1%）等が続いています。

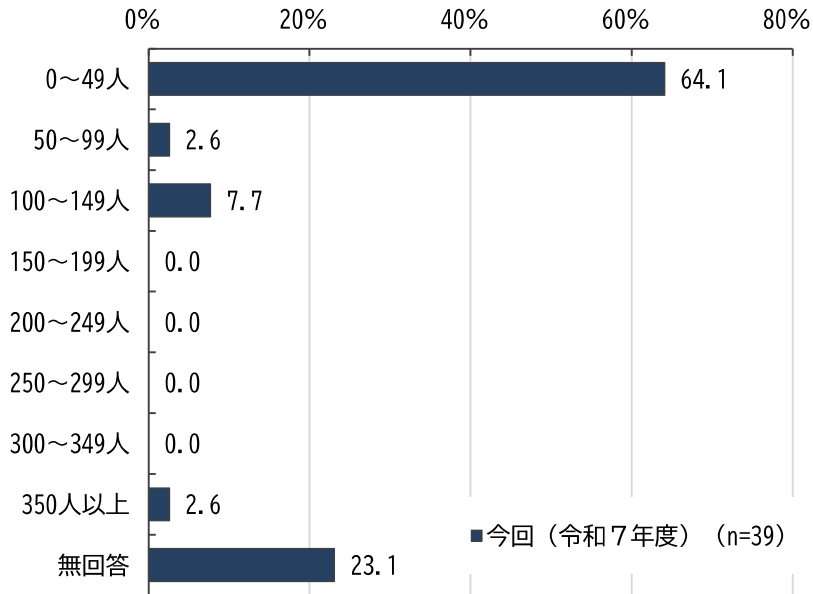
【待機者数】



(3) 特別養護老人ホームの待機者数（申込者数）

特別養護老人ホームの待機者数（申込者数）は、「0～49人」が64.1%で最も多く、次いで「100～149人」（7.7%）、「50～99人」、「350人以上」（それぞれ2.6%）となっています。

【利用者定員数】



(4) 現在の入所・入居者数（要支援・要介護度別）

現在の入所・入居者の要支援・要介護度別の人数は、「要介護4」が584人で最も多く、次いで「要介護3」（557人）、「要介護1」（460人）等が続いています。

【要支援・要介護度別入居者数】

(n=39)

要介護度	人数（人）	要介護度	人数（人）
自立	114	要介護3	557
要支援1	171	要介護4	584
要支援2	133	要介護5	318
要介護1	460	申請中・不明	6
要介護2	372		

(5) 受け入れ可能な医療処置

- 問6 貴施設等で、以下の医療処置が必要な利用者の受け入れは可能ですか。(あてはまる項目全てに○)
- 問7 現在、上記の医療処置を受けている入所・入居者の合計人数をご回答ください。(数値を記入)。※問6の医療処置を受けている入所・入居者の合計(実人数)

受け入れ可能な医療処置については、「褥瘡の処置」が29件で最も多く、次いで「カテーテル」(26件)、「ストーマの処置」(24件)等が続いています。

実際にその医療処置を受けている人数の合計は250人となっています。

【受け入れ可能な医療処置】

(n=39)

医療処置	施設(件)	医療処置	施設(件)
点滴の管理	8	経管栄養	15
中心静脈栄養	2	モニター測定	2
透析	11	褥瘡の処置	29
ストーマの処置	24	カテーテル	26
酸素療法	22	喀痰吸引	13
レスピレーター	1	インスリン注射	23
気管切開の処置	2	対応可能な医療処置はない	7
疼痛の看護	13	無回答	1
問6の医療処置を受けている入所・入居者の合計(実人数)			250人

(6) 過去1年間に新規で入所・入居した人数

- 問8 過去1年間(令和7年2月1日～令和8年1月31日)に、貴施設等に新規で入所・入居した人の人数をご記入ください。

過去1年間に新規で入所・入居した人数は、「10～19人」の施設が11件で最も多く、次いで「1～9人」(8件)、「20～29人」(8件)等が続いています。

【過去1年間に新規で入所・入居した人数】

(n=39)

カテゴリ	件数	カテゴリ	件数
0人	2	40～49人	0
1～9人	8	50～99人	2
10～19人	11	100～199人	1
20～29人	8	200人以上	3
30～39人	3	無回答	1

(7) 入所・入居する前の居場所

問9 問8の過去1年間の新規の入所・入居者について、入所・入居する前の居場所別の人数をご記入ください。

過去1年間の新規の入所・入居者の以前の居場所は、「介護老人保健施設」が33.3%で最も多く、次いで「病院・診療所（一時的な入院を除く）」(26.1%)等が続いています。

【過去1年間の新規の入所・入居者について、入所・入居する前の居場所別人数】

(n=39)

	合計人数	比率 (%)
1) 自宅	542	24.3
2) 住宅型有料老人ホーム	8	0.4
3) 軽費老人ホーム（特定施設除く）	12	0.5
4) サービス付き高齢者向け住宅（特定施設除く）	10	0.4
5) グループホーム	18	0.8
6) 特定施設	295	13.2
7) 地域密着型特定施設	0	0.0
8) 介護老人保健施設	744	33.3
9) 介護医療院	0	0.0
10) 特別養護老人ホーム	8	0.4
11) 地域密着型特別養護老人ホーム	1	0.0
12) 病院・診療所（一時的な入院を除く）	582	26.1
13) その他	11	0.5
14) 入居・入所する前の居場所を把握していない	0	0.0
合計	2,231	100.0

(8) 過去1年間の退去者について、要介護度別の人数

問10 過去1年間（令和7年2月1日～令和8年1月31日）に、貴施設等を退去した人の人数を要介護度別にご記入ください。

退去者の要支援・要介護度等については、「要介護4」が561人と最も多く、次いで「要介護3」(413人)、「要介護5」(324人)等が続いています。

【過去1年間の退去者の要介護度別人数】

(n=39)

要介護度	人数 (人)	要介護度	人数 (人)
自立	9	要介護3	413
要支援1	9	要介護4	561
要支援2	24	要介護5	324
要介護1	224	申請中・不明	17
要介護2	276	施設等での死亡	220
		合計	2,077

問 11 問 10 でご記入いただいた過去 1 年間の退去者について、退去先別の人数をご記入ください。

過去 1 年間の退去者については、「病院・診療所（上記「9」を除く）」が 21.8%と最も高く、次いで「死亡」（20.8%）、「介護老人保健施設」（18.6%）等と続いています。

【過去 1 年間の退去者の退去先別人数】

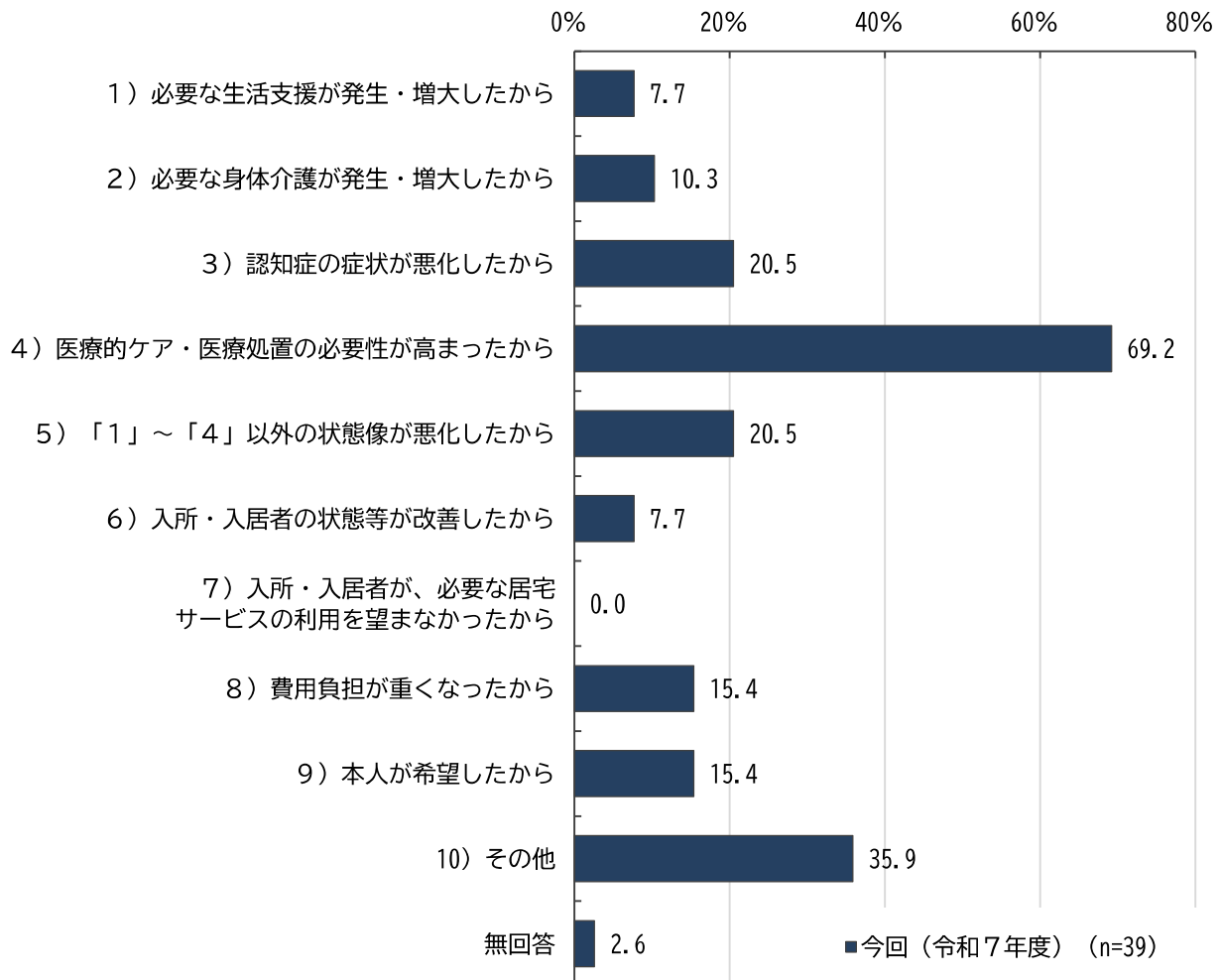
	合計人数	(n=39) 比率 (%)
1) 自宅（※兄弟・子ども・親戚等の家含む）	104	6.2
2) 住宅型有料老人ホーム	49	2.9
3) 軽費老人ホーム（特定施設除く）	212	12.6
4) サービス付き高齢者向け住宅（特定施設除く）	12	0.7
5) グループホーム	7	0.4
6) 特定施設	98	5.8
7) 地域密着型特定施設	0	0.0
8) 介護老人保健施設	312	18.6
9) 介護医療院	6	0.4
10) 特別養護老人ホーム	116	6.9
11) 地域密着型特別養護老人ホーム	0	0.0
12) 病院・診療所（上記「9」を除く）	366	21.8
13) その他	11	0.7
14) 行先を把握していない	36	2.1
15) 死亡	349	20.8
合計	1,678	100.0

(9) 退去理由

問 12 貴施設等の入居・入所者が、退去する理由は何ですか。退去理由として最も多いものを3つまで選択してください。

退去の理由については、「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が69.2%と最も高く、次いで「その他」(35.9%)、「認知症の症状が悪化したから」(20.5%)、「「1」～「4」以外の状態像が悪化したから」(20.5%)等が続いています。

【過去1年間の退去者の退去理由】



(10) 退去のよくあるケース

問 13 貴事業所で入居・入所者が退去するのはどのような場合が多いですか。よくあるケースについてお答えください。(自由記述)

全体で、72 件の回答がありました。主なものを一部掲載します。

- ・特別養護老人ホーム：有料老人ホームへの入所、病状の悪化や体調不良による入院、リハビリ等の効果で自宅に戻る。
- ・本人のADLの低下。キーパーソンの状況の変化や入所などの環境の変化。
- ・「継続してリハビリを実施したいため、老健へ入所したい」という要望が多い。
- ・特別養護老人ホームへの移設が多い。
- ・施設での看取りが多くなってきている。入所時すでに心身の機能が全体的に低下している為、在園期間が短いうちに入院し、そのまま長期入院見込（医師が生活施設では難しいと判断）で退所となるケースも一定数いる。
- ・心身機能が低下し、食事や入浴などの日常生活の支援がより必要になった場合に、他の重度な方でも入所できる施設に移られることが多い。
- ・夜間での医療行為（主に喀痰吸引）が必要になったため。
- ・入院での退去とご家族様希望で軽費老人ホームへの入所が多い。自宅に戻ることを望まれるご家族様は少なくなっている。

3 人権の尊重について

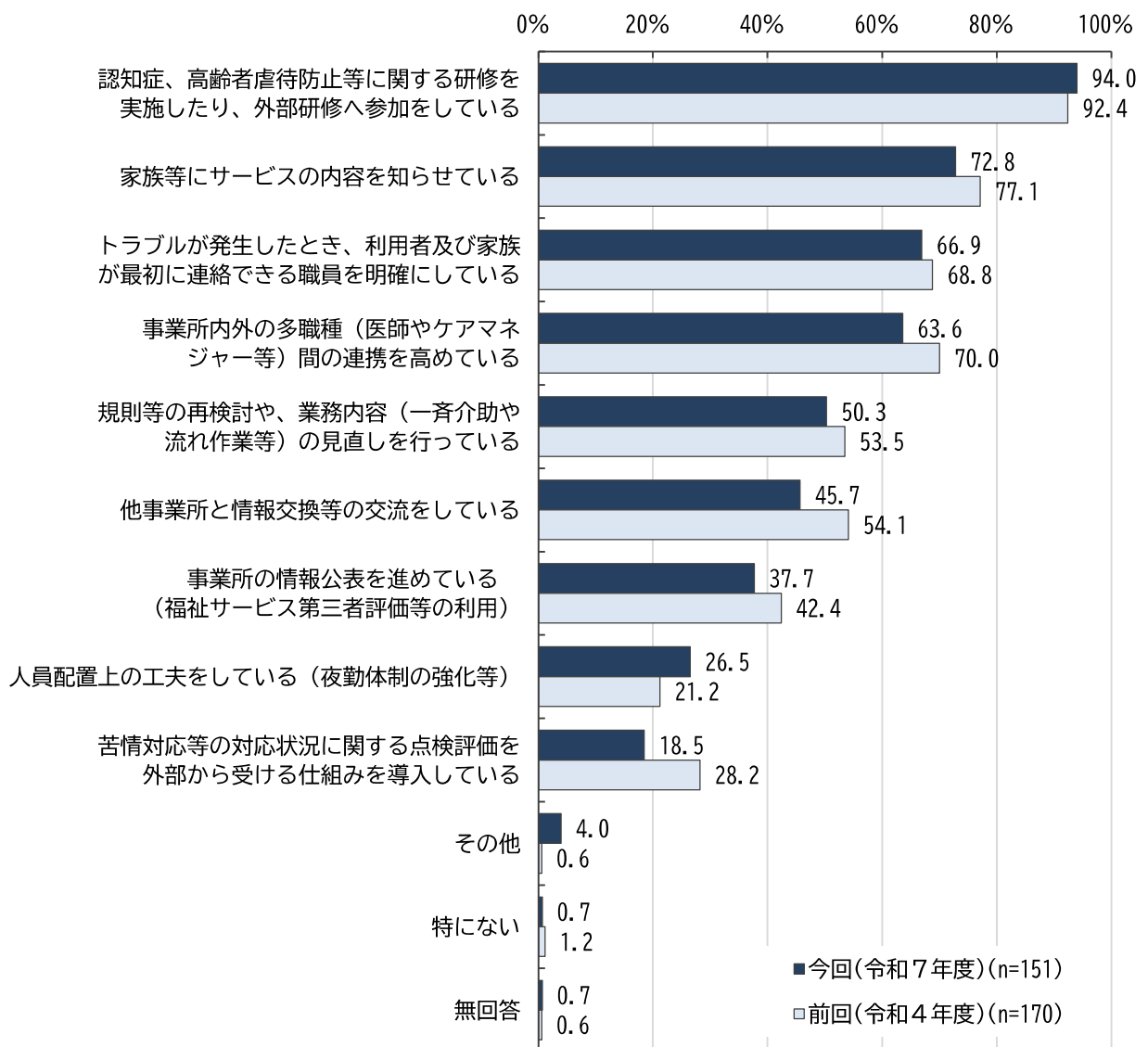
(1) 利用者の人権を擁護するために講じている取組

問 14 貴事業所において、利用者の意思や尊厳の尊重、事業所内での虐待防止等、利用者の人権を擁護するために講じている取組にはどのようなものがありますか
(あてはまるものすべてに○)

利用者の人権擁護のために講じている取組内容は、「認知症、高齢者虐待防止等に関する研修を実施したり、外部研修へ参加をしている」が94.0%で最も多く、次いで「家族等にサービスの内容を知らせている」(72.8%)、「トラブルが発生したとき、利用者及び家族が最初に連絡できる職員を明確にしている」(66.9%)等が続いています。

前回の調査結果と比較すると、特に「人員配置上の工夫をしている(夜勤体制の強化等)」が5.3ポイント増加しています。

【利用者の人権を擁護するために講じている取組】(複数回答)



4 事故防止、感染予防の取組について

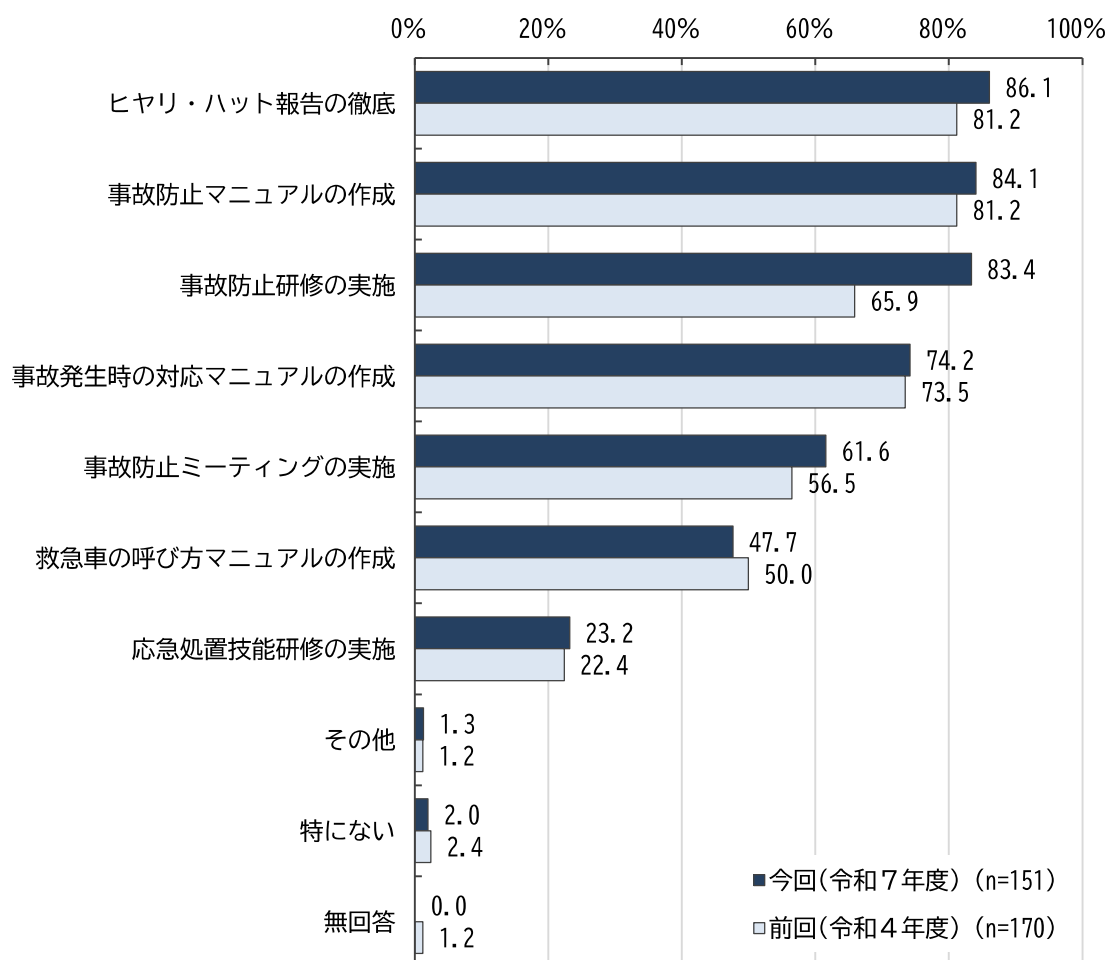
(1) 事故防止のための取組

問 15 サービス提供を通して利用者の身に起こり得る「事故（例：転倒・誤嚥等）」について、貴事業所で事故防止や、事故を最小限に止めるために講じている取組にはどのようなものがありますか（あてはまるものすべてに○）

事故防止のための取組は、「ヒヤリ・ハット報告の徹底」が 86.1%で最も多く、次いで「事故防止マニュアルの作成」（84.1%）、「事故防止研修の実施」（83.4%）等が続いています。

前回の調査結果と比較すると、「事故防止研修の実施」は17.5ポイント増加している一方、「救急車の呼び方マニュアルの作成」は2.3ポイント減少しています。

【事故防止のための取組】（複数回答）



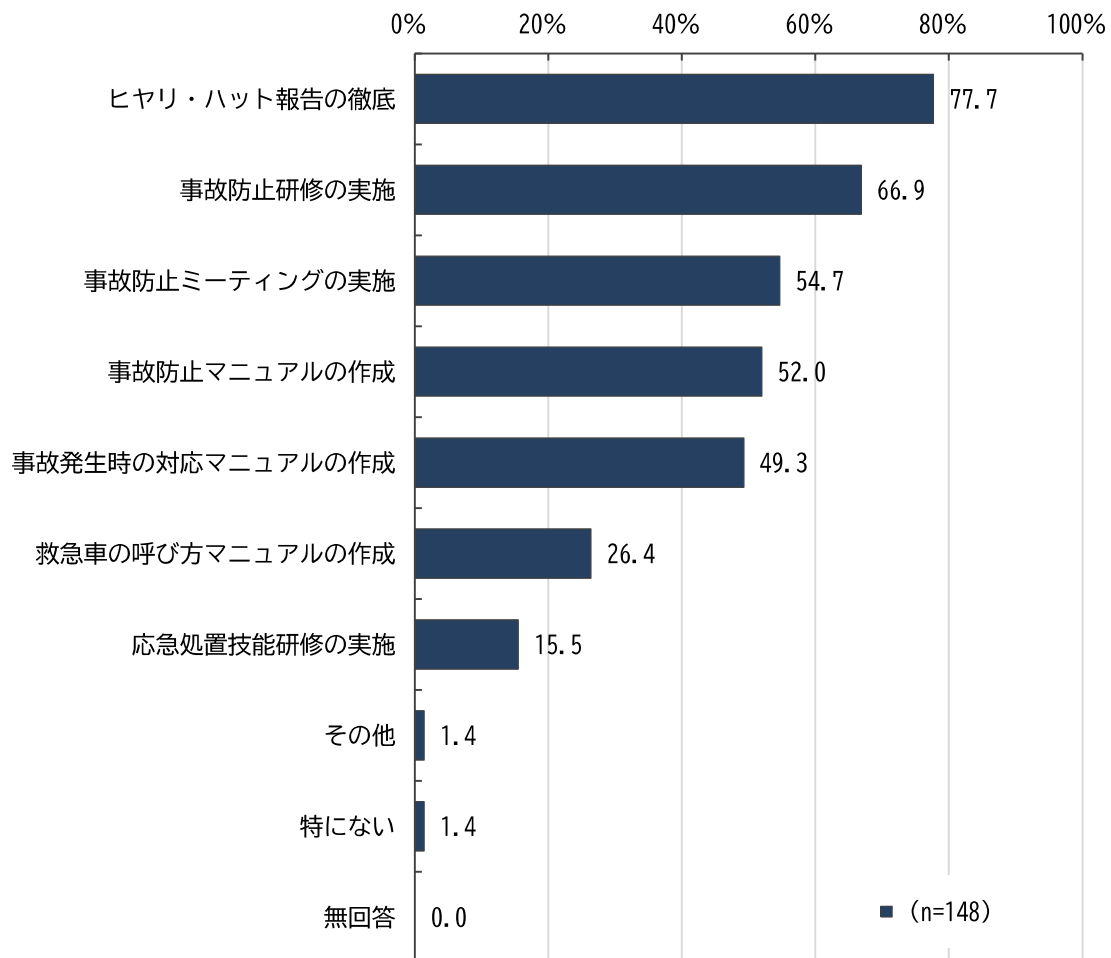
(2) 効果があったと思う取組

【問 15 で「特にない」以外を選択した事業所のみ】

問 15-1 講じていると選択した取組において、効果があったと思う取組はありますか
(あてはまるものすべてに○)

事故防止のための取組は、「ヒヤリ・ハット報告の徹底」がそれぞれ 77.7%で最も多く、次いで「事故防止研修の実施」(66.9%)「事故防止ミーティングの実施」(54.7%)等が続いています。

【効果があったと思う取組】(複数回答)



※ 今回調査から新たに追加された設問

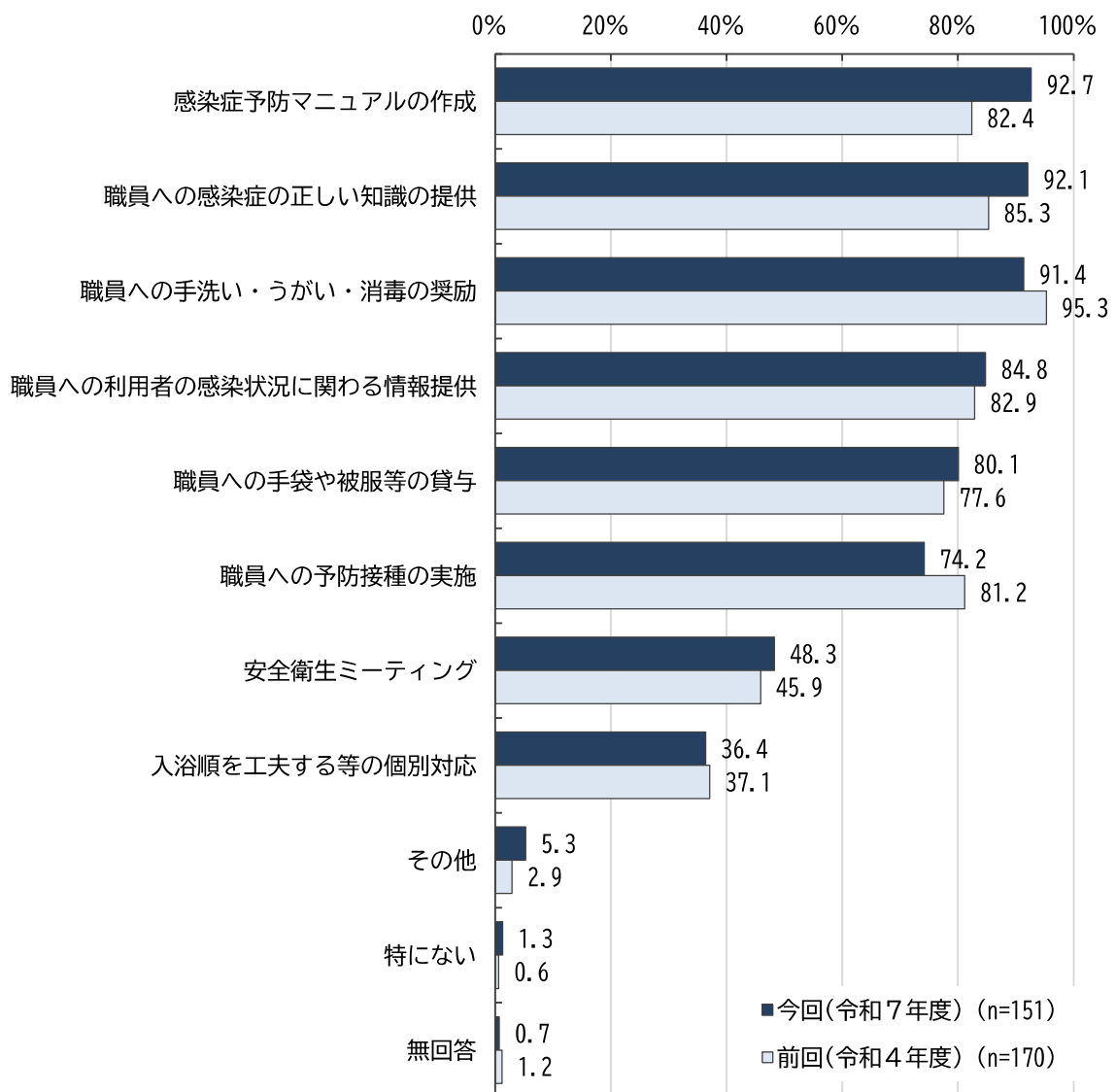
(2) 感染症の伝播に対する予防策

問 16 サービス提供を通して利用者の身に起こり得る「感染症の伝播」（職員から利用者、利用者から利用者、来訪者等の部外者から利用者）について、貴事業所で講じている予防策にはどのようなものがありますか（あてはまるものすべてに○）

感染症の伝播に対する予防策は、「感染症予防マニュアルの作成」が 92.7%で最も多く、次いで「職員への感染症の正しい知識の提供」（92.1%）、「職員への手洗い・うがい・消毒の奨励」（91.4%）、「職員への利用者の感染状況に関わる情報提供」（84.8%）等が続いています。

前回の調査結果と比較すると、「感染症予防マニュアルの作成」は 10.3 ポイント増加している一方、「職員への予防接種の実施」は 7.0 ポイント減少しています。

【感染症の伝播に対する予防策】（複数回答）



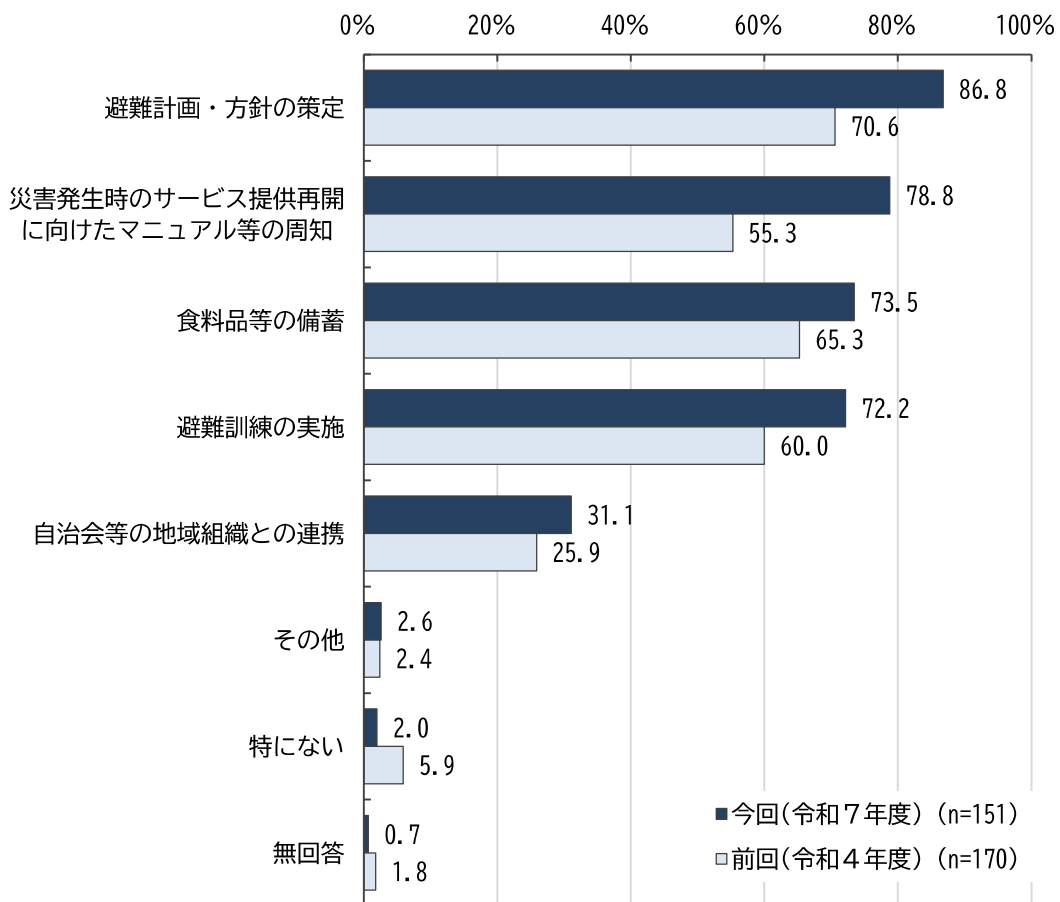
(3) 大規模災害の被害を最小限に止めるための取組

問 17 今後起こり得る「大規模災害（例：地震・台風等）」について、貴事業所で被害を最小限に止めるために講じている取組にはどのようなものがありますか
（あてはまるものすべてに○）

大規模災害の被害を最小限に止めるための取組は、「避難計画・方針の策定」が 86.8%で最も多く、次いで「災害発生時のサービス提供再開に向けたマニュアル等の周知」（78.8%）、「食料品等の備蓄」（73.5%）等が続いています。一方、「特にない」は2.0%となっています。

前回の調査結果と比較すると、「特にない」を除くすべての項目で増加しています。

【大規模災害の被害を最小限に止めるための取組】（複数回答）



※ 選択肢「災害発生時のサービス提供再開に向けたマニュアル等の周知」は、前回調査では「災害発生時のサービス提供再開に向けたマニュアル等の作成」という選択肢。

5 利用者からの苦情・相談内容とその対応について

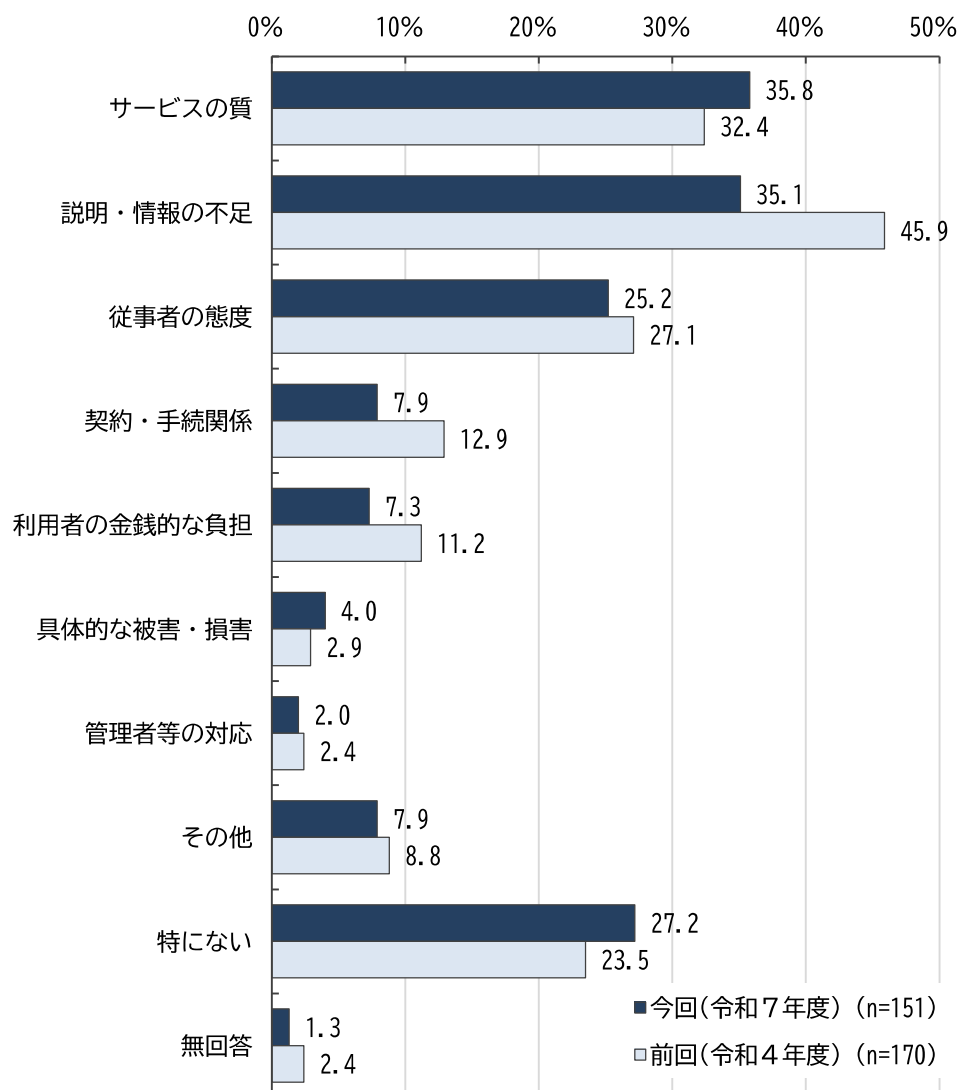
(1) 利用者やその家族からの苦情・相談内容

問 18 利用者やその家族から、どのような苦情や相談が多いですか（3つまで選択可）

利用者やその家族からの苦情・相談内容は、「サービスの質」が 35.8%で最も多く、次いで「説明・情報の不足」（35.1%）、「従事者の態度」（25.2%）等が続いています。一方、「特にない」は 27.2%となっています。

前回の調査結果と比較すると、「特にない」が 3.7 ポイント増加し、「説明・情報の不足」が 10.8 ポイント減少しています。

【利用者やその家族からの苦情・相談内容】（複数回答）



(2) 苦情や相談の対応体制の有無

問 19 苦情や相談の対応体制について、それぞれ1つずつ選んで○をつけてください

苦情や相談の対応体制が「ある」をみると、「(1) 苦情相談窓口」が97.4%で最も多く、次いで「(2) 担当者の配置」(96.0%)、「(5) 職員間で共通認識を持つ機会」(94.0%)等が続いています。

また、「(7) その他」がある場合の回答は、「苦情処理委員会設置」、「第三者委員会の設置(法人全体)」、「本社との連携や担当部署への報告や相談」等が続いています。

前回の調査結果と比較すると、「(6) 職員間で具体的な対応策について検討」以外の項目において「ある」が増加しています。

(1) 苦情相談窓口

単位：%	ある	ない	無回答
今回(令和7年度) n = (151)	97.4	2.6	0.0
前回(令和4年度) n = (170)	96.5	2.9	0.6

(2) 担当者の配置

単位：%	ある	ない	無回答
今回(令和7年度) n = (151)	96.0	3.3	0.7
前回(令和4年度) n = (170)	95.9	3.5	0.6

(3) 苦情相談マニュアル

単位：%	ある	ない	無回答
今回(令和7年度) n = (151)	86.1	12.6	1.3
前回(令和4年度) n = (170)	85.3	12.4	2.4

(4) 苦情相談記録簿

単位：%	ある	ない	無回答
今回(令和7年度) n = (151)	91.4	7.3	1.3
前回(令和4年度) n = (170)	89.4	6.5	4.1

(5) 職員間で共通認識を持つ機会

単位：%	ある	ない	無回答
今回(令和7年度) n = (151)	94.0	4.6	1.3
前回(令和4年度) n = (170)	93.5	4.7	1.8

(6) 職員間で具体的な対応策について検討

単位：%	ある	ない	無回答
今回(令和7年度) n = (151)	87.4	8.6	4.0
前回(令和4年度) n = (170)	88.2	7.1	4.7

(7) その他(ある場合のみ記入)

単位：%	ある	ない	無回答
今回(令和7年度) n = (151)	6.6	93.4	
前回(令和4年度) n = (170)	1.8	98.2	

6 サービスの質の向上に向けた課題について

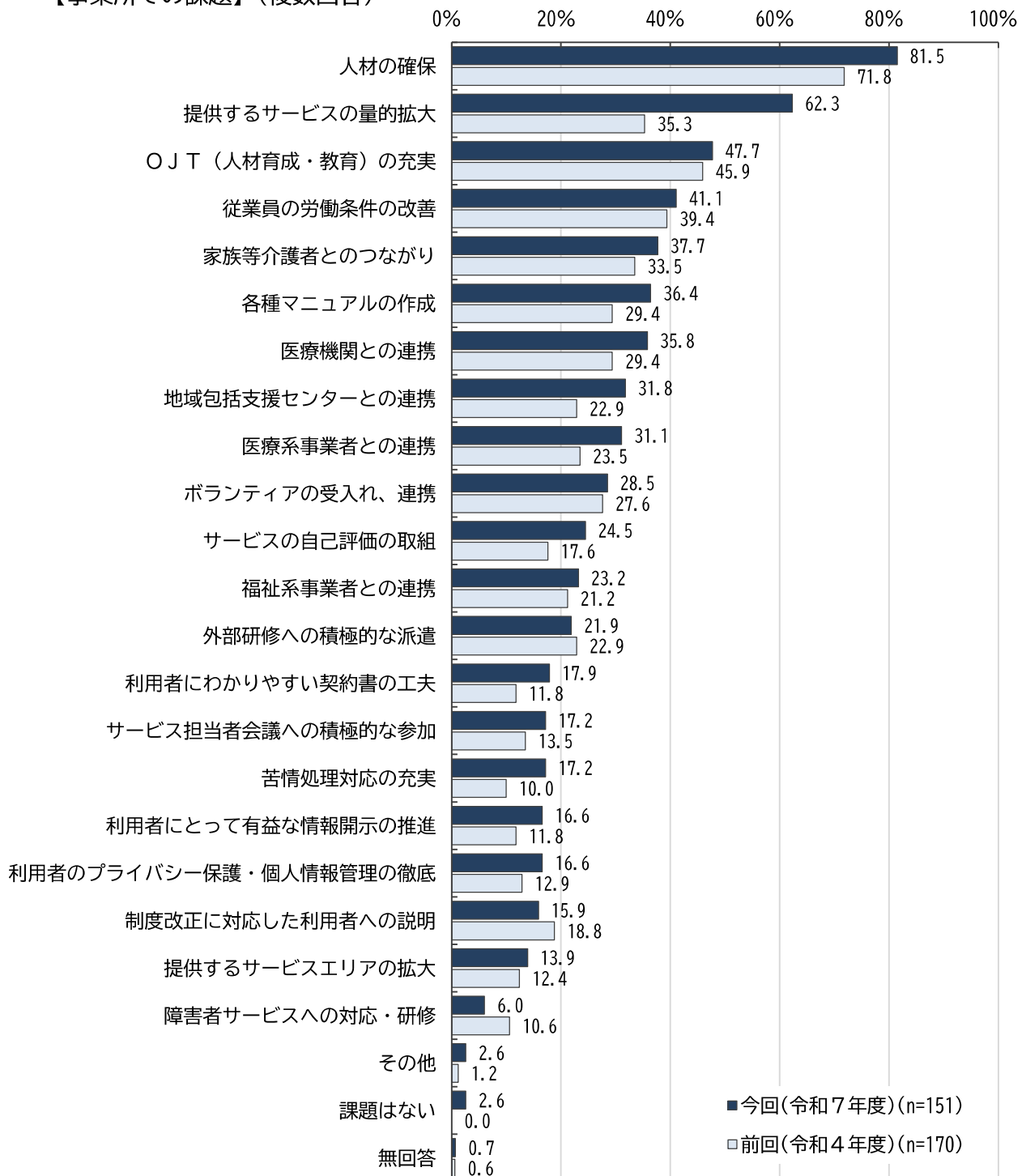
(1) 事業所での課題

問 20 貴事業所で課題となっているものはどれですか（あてはまるものすべてに○）

事業所で課題となっていることは、「人材の確保」が 81.5%で最も多く、次いで「提供するサービスの量的拡大」(62.3%)、「OJT（人材育成・教育）の充実」(47.7%)等が続いています。

前回の調査結果と比較すると、「提供するサービスの量的拡大」は 27.0 ポイント増加しています。

【事業所での課題】（複数回答）



(2) ボランティアに担ってもらいたいこと

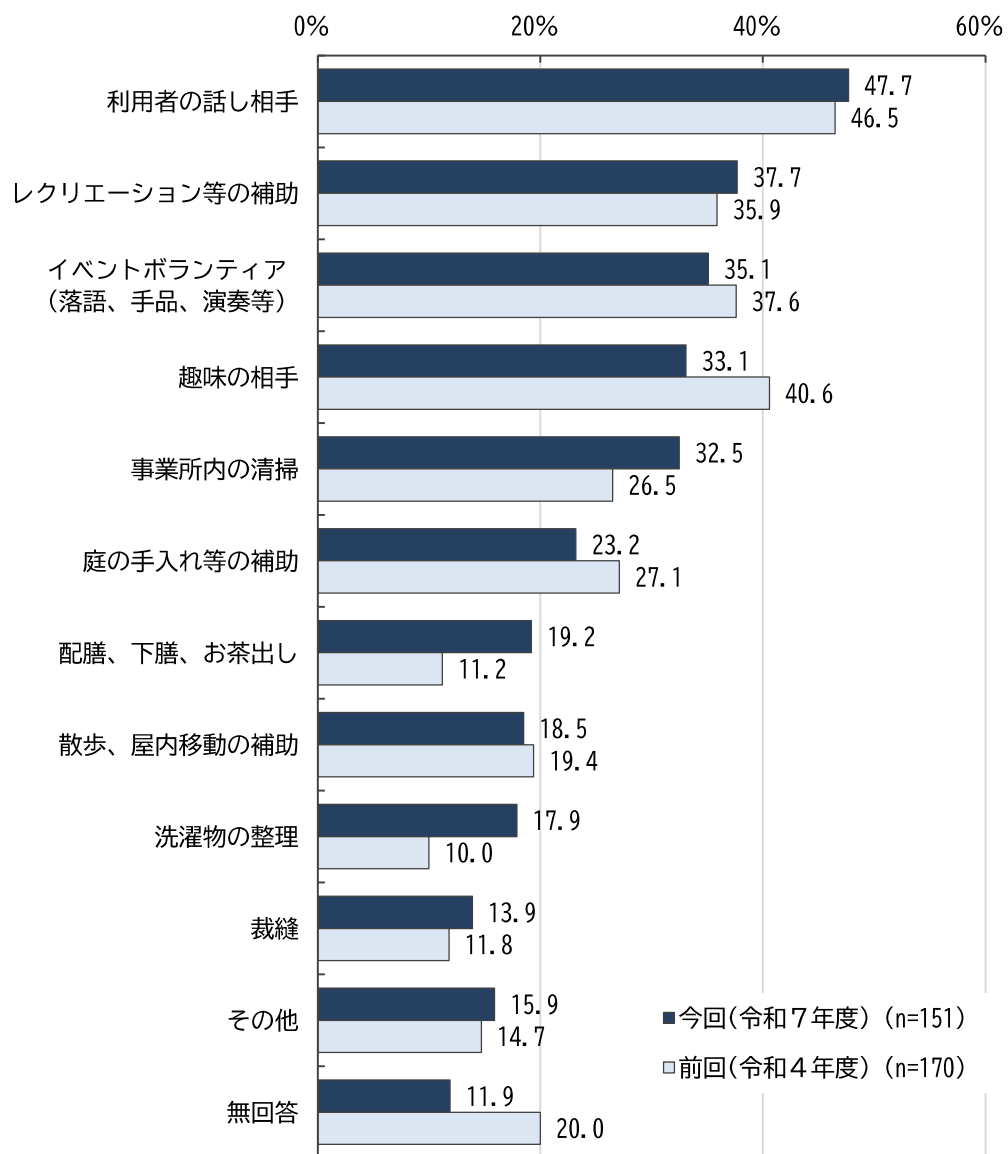
問 21 ボランティアを受け入れる場合、どんなことを担ってもらいたいですか
(あてはまるものすべてに○)

ボランティアを受け入れる場合に担ってもらいたいことは、「利用者の話し相手」が 47.7%で最も多く、次いで「レクリエーション等の補助」(37.7%)、「イベントボランティア(落語、手品、演奏等)」(35.1%)、「趣味の相手」(33.1%)等が続いています。

また、「その他」の主な回答としては、「リネン交換」、「書類整理」等が続いています。

前回の調査結果と比較すると、「配膳、下膳、お茶出し」が 8.0 ポイント増加している一方、「趣味の相手」が 7.5 ポイント減少しています。

【ボランティアに担ってもらいたいこと】(複数回答)



7 報酬改定や処遇改善等の影響について

(1) 処遇改善の取組状況

問 22 令和6年4月以降の介護職員の処遇改善の取組状況について、それぞれ1つずつ選んで○をつけてください

処遇改善の取組状況の「実施済み」をみると、「(1) 基本給のアップ」が57.0%で最も多く、次いで「(5) 教育・研修の充実」(52.3%)等が続いています。

前回の調査結果と比較すると、「実施済み」は「(5) 教育・研修の充実」が13.5ポイント増加している一方、「(3) 基本給以外で、資格等の手当のアップ」が6.3ポイント減少しています。

(1) 基本給のアップ

単位：%	実施済み	実施予定	予定なし	無回答
今回（令和7年度）n = (151)	57.0	13.2	24.5	5.3
前回（令和4年度）n = (170)	48.2	8.2	37.1	6.5

(2) 基本給以外で、賞与のアップ

単位：%	実施済み	実施予定	予定なし	無回答
今回（令和7年度）n = (151)	40.4	13.2	41.1	5.3
前回（令和4年度）n = (170)	34.7	7.1	51.8	6.5

(3) 基本給以外で、資格等の手当のアップ

単位：%	実施済み	実施予定	予定なし	無回答
今回（令和7年度）n = (151)	33.1	12.6	49.7	4.6
前回（令和4年度）n = (170)	39.4	7.6	47.1	5.9

(4) 福利厚生（保険・住宅等）の充実

単位：%	実施済み	実施予定	予定なし	無回答
今回（令和7年度）n = (151)	32.5	7.3	55.0	5.3
前回（令和4年度）n = (170)	22.4	9.4	60.6	7.6

(5) 教育・研修の充実

単位：%	実施済み	実施予定	予定なし	無回答
今回（令和7年度）n = (151)	52.3	23.2	19.9	4.6
前回（令和4年度）n = (170)	38.8	29.4	25.9	5.9

(6) 職員配置の拡充

単位：%	実施済み	実施予定	予定なし	無回答
今回（令和7年度）n = (151)	21.9	27.2	45.0	6.0
前回（令和4年度）n = (170)	13.5	38.2	42.4	5.9

(7) その他

単位：%	実施済み	実施予定	予定なし	無回答
今回（令和7年度）n = (151)	1.3	0.7	62.3	35.8
前回（令和4年度）n = (170)	0.0	1.8		98.2

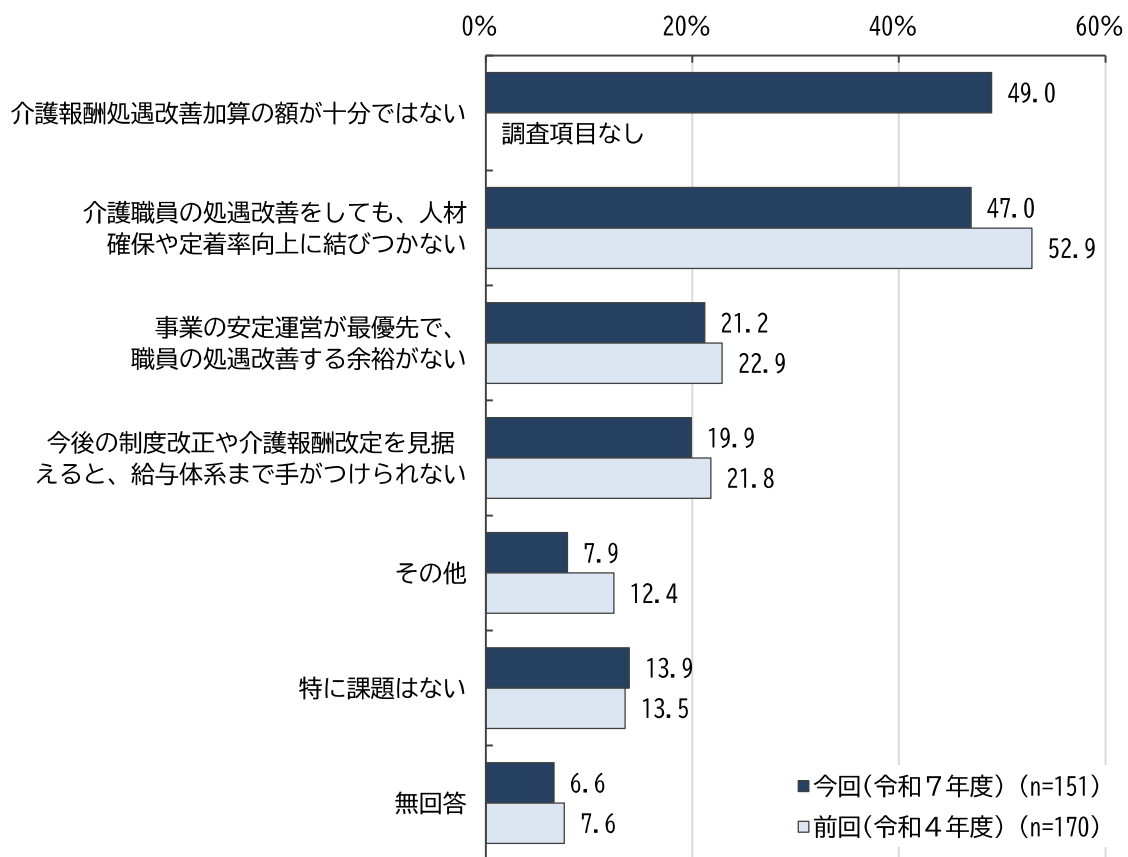
(2) 処遇改善を行う上での課題

問 23 介護職員の処遇改善を行う上で、どのような課題があると考えますか
(あてはまるものすべてに○)

介護職員の処遇改善を行う上での課題は、「介護報酬処遇改善加算の額が十分ではない」が49.0%で最も多く、次いで「介護職員の処遇改善をしても、人材確保や定着率向上に結びつかない」(47.0%)、「事業の安定運営が最優先で、職員の処遇改善する余裕がない」(21.2%)等が続いています。

前回の調査結果と比較すると、「介護職員の処遇改善をしても、人材確保や定着率向上に結びつかない」が5.9ポイント減少しています。

【処遇改善を行う上での課題】(複数回答)



※ 「介護報酬処遇改善加算の額が十分ではない」は、今回調査から新たに追加された選択肢

※ 「事業の安定運営が最優先で、職員の処遇改善する余裕がない」は、前回調査では「事業の安定運営が最優先で、職員の処遇改善にまでは回らない」という選択肢

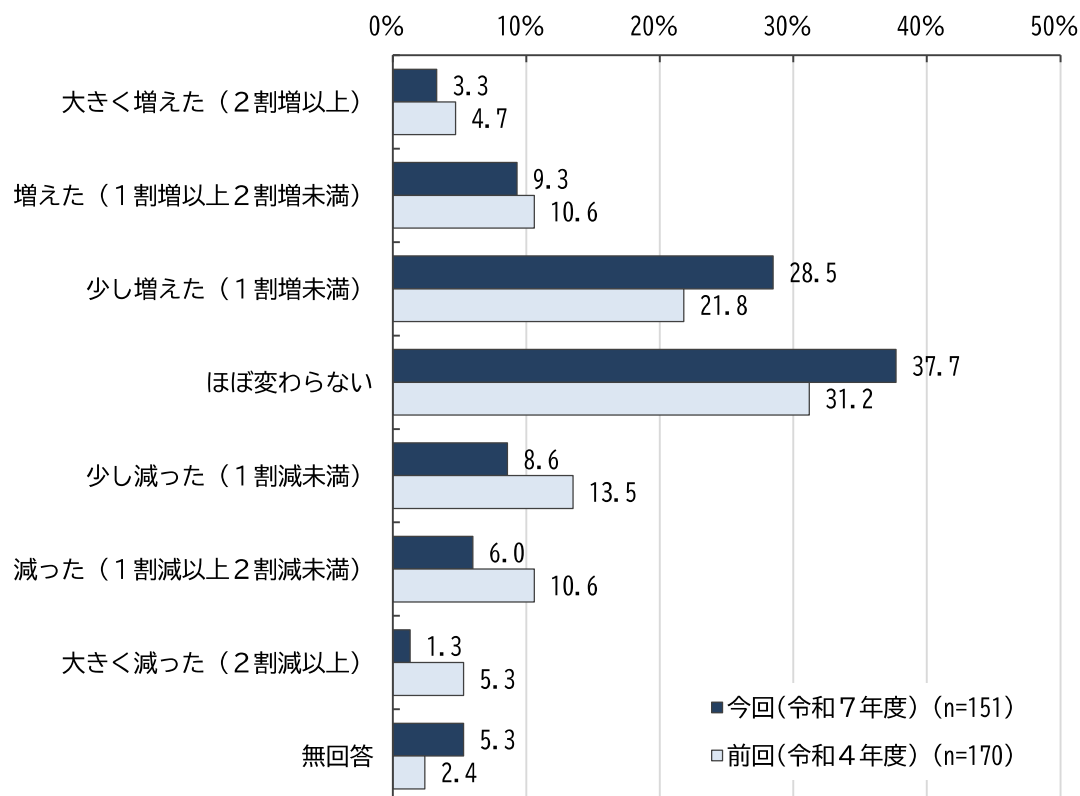
(3) 令和7年と令和6年の収入額の差

問 24 令和7年中（令和7年1月～12月）の収入額は、前年に比べてどうなりましたか

前年（令和6年）との収入額の増減をみると、「ほぼ変わらない」が37.7%で最も多く、次いで「少し増えた（1割増未満）」（28.5%）等が続いています。

前回の調査結果と比較すると、「ほぼ変わらない」が6.5ポイント増加している一方、「少し減った（1割減未満）」が4.9ポイント減少しています。

【令和7年と令和6年の収入額の差】



(4) 収入額が増減した理由

【問 24 で「ほぼ変わらない」以外を選択した事業所のみ】

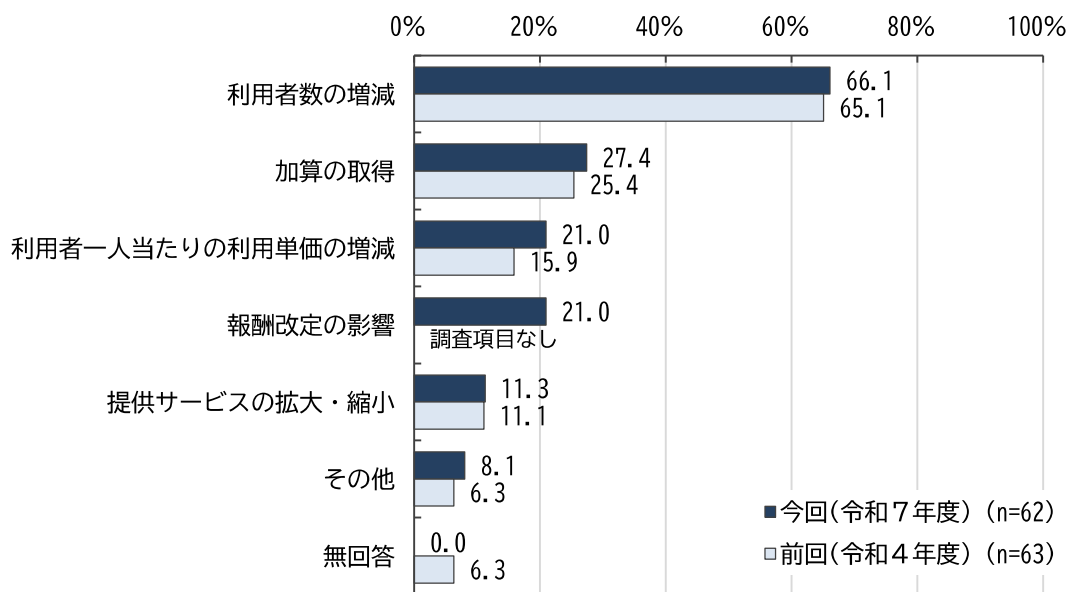
問 24-1 収入額が増減した理由を教えてください（あてはまるものすべてに○）

収入額が増減した事業所（問 24 で「ほぼ変わらない」以外を選択した事業所）にその理由を聞いたところ、増えた理由、減った理由ともに「利用者数の増減」が最も多くなっています。

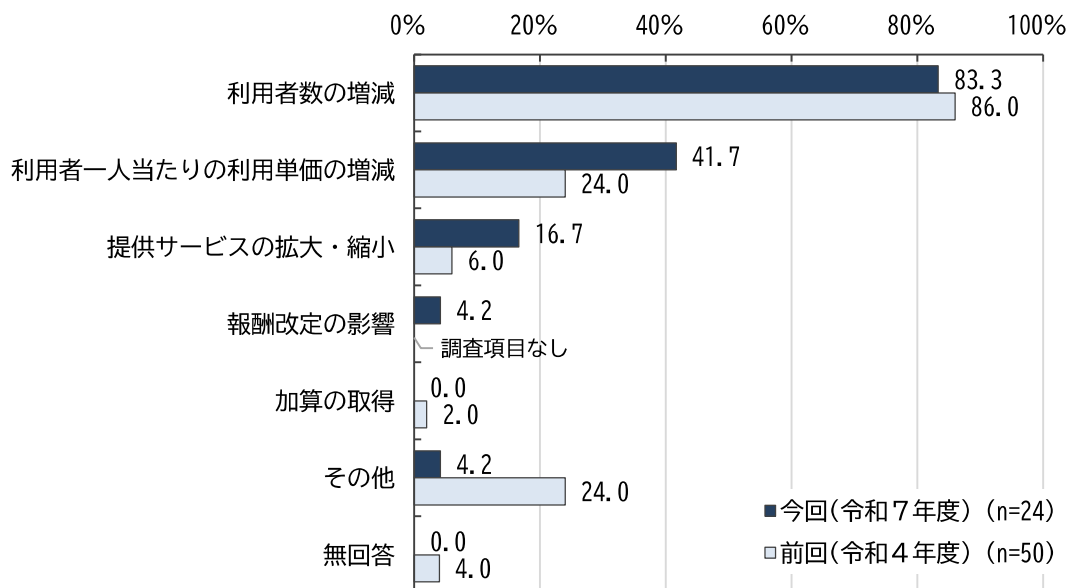
前回の調査結果と比較すると、【収入額が増加した理由】ではすべての選択肢で増加しています。

【収入額が減少した理由】では「利用者一人当たりの利用単価の増減」が 17.7 ポイント、「提供サービスの拡大・縮小」が 10.7 ポイント増加しています。

【収入額が増加した理由】（複数回答）



【収入額が減少した理由】（複数回答）



※ 「報酬改定の影響」は、今回調査から新たに追加された選択肢

8 人材の確保について

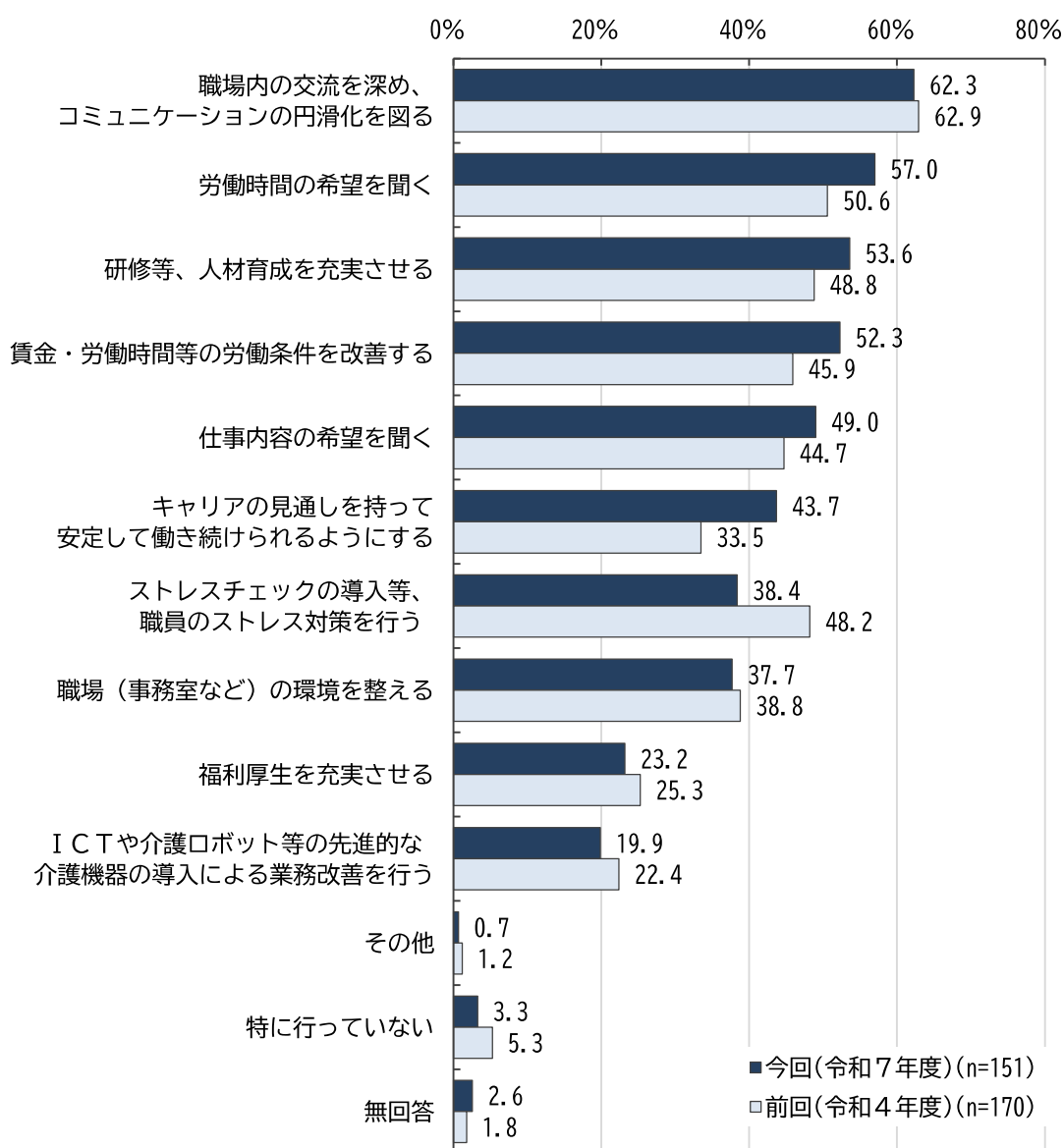
(1) 職員の早期離職の防止や定着促進に向けた取組

問 25 貴事業所で行っている職員の早期離職の防止や定着促進に向けた取組にはどのようなものがありますか（あてはまるものすべてに○）

職員の早期離職の防止や定着促進に向けた取組は、「職場内の交流を深め、コミュニケーションの円滑化を図る」が 62.3%で最も多く、次いで「労働時間の希望を聞く」(57.0%)、「研修等、人材育成を充実させる」(53.6%) 等が続いています。

前回の調査結果と比較すると、「キャリアの見通しを持って安定して働き続けられるようにする」が 10.2 ポイント増加している一方、「ストレスチェックの導入等、職員のストレス対策を行う」は 9.8 ポイント減少しています。

【職員の早期離職の防止や定着促進に向けた取組】（複数回答）



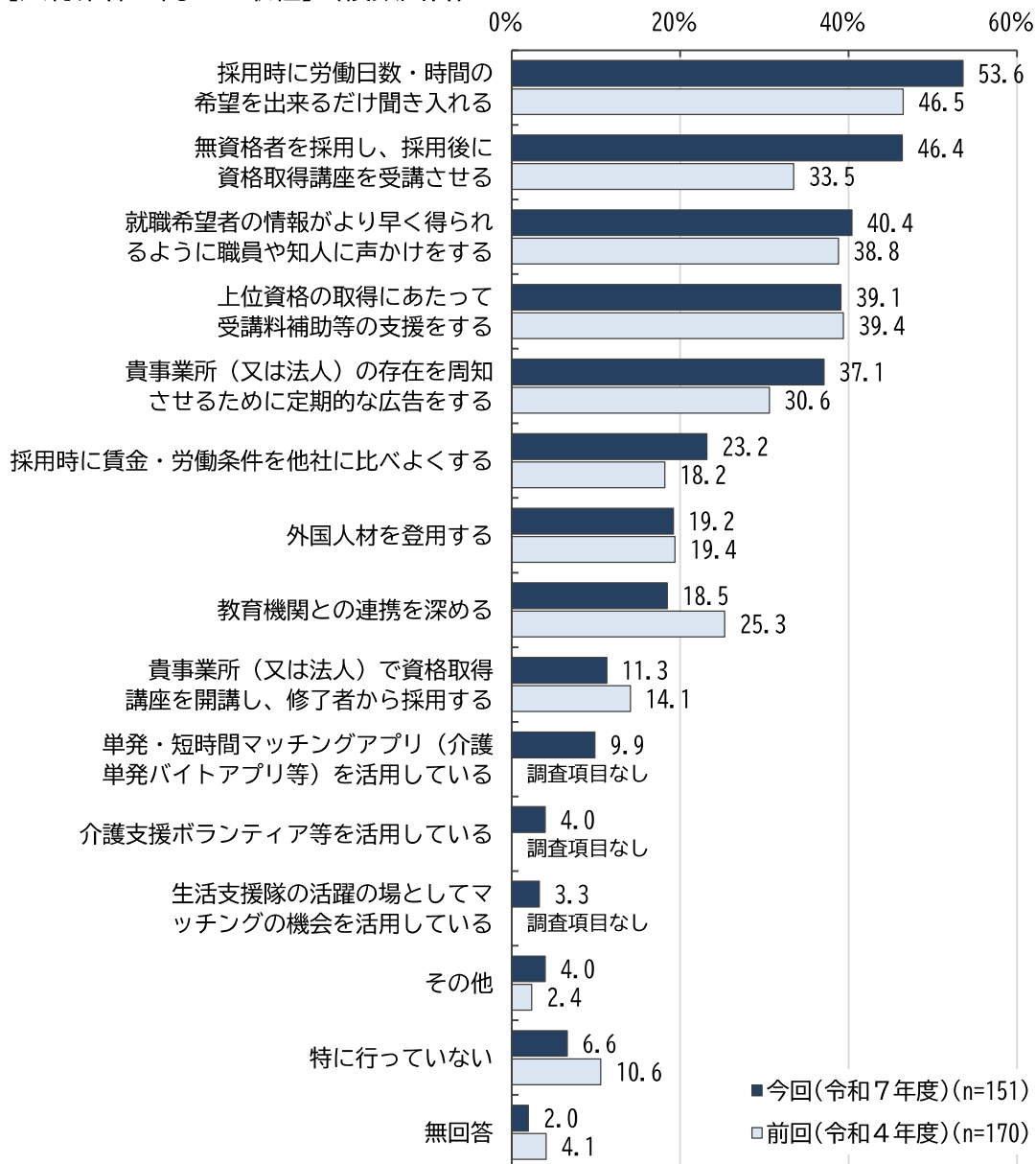
(2) 人材確保に向けた取組

問 26 貴事業所で行っている人材確保に向けた取組にはどのようなものがありますか
(あてはまるものすべてに○)

人材確保に向けた取組は、「採用時に労働日数・時間の希望を出来るだけ聞き入れる」が53.6%で最も多く、次いで「無資格者を採用し、採用後に資格取得講座を受講させる」(46.4%)、「就職希望者の情報がより早く得られるように職員や知人に声かけをする」(40.4%)等が続いています。

前回の調査結果と比較すると、「無資格者を採用し、採用後に資格取得講座を受講させる」が12.9ポイント増加している一方、「教育機関との連携を深める」は6.8ポイント減少しています。

【人材確保に向けた取組】(複数回答)



※ 「単発・短時間マッチングアプリ(介護単発バイトアプリ等)を活用している」、「介護支援ボランティア等を活用している」、「生活支援隊の活躍の場としてマッチングの機会を活用している」は、今回調査から新たに追加された選択肢

(3) 採用や人材定着に関する課題

問 27 採用や人材定着に関する課題をご回答ください。(自由記述)

全体で、49 件の回答がありました。主なものを一部掲載します。

- ・福祉業界での仕事を一生の仕事として考えられるように、給与のレベルが他の業界との差がないようにしなければならない。若い人材がやりがいを持てるような労働環境（あらゆる面で）の改善が必要。
- ・求人サイト等の登録が年々減少している。報酬をなかなか上げることができず、他者に負けてしまう。
- ・介護全般のイメージがあまりよくない。訪問介護の報酬ではまとまった金額が得られない。個人情報保護のため利用者の話が出来ないのも同じ仕事をしているという感覚が持ちづらい。
- ・希望者が少ない。
- ・事業者と就労者のマッチング（就労環境や給与等の待遇面含む）の強化。
- ・紹介会社を通して採用活動を続けており、紹介料が高騰している。
- ・「ここで働きたい」と思ってもらうこと。賃金はそこまで重要でないとする。
- ・介護報酬を増やすというが実態は処遇改善ばかり。処遇改善をしたところで、必ずしも職員定着や新規採用に対して効果があるかは疑問。むしろ事業者の持ち出しが増えるばかりで事業者支援になっているとは言い難い。
- ・資格取得支援（実務者研修の受講費用の助成等）は、大変ありがたい。
- ・外国人に来てもらわないと今後日本社会は介護崩壊を招きかねないと感じているが、一般にはそのような認識はなされておらず、危機感を覚える。また、せっかく育成しても現行制度では国家資格取得という、外国人にとっては非常に高いハードルを超えなければ5年で帰国しなければならないという不合理な制度にも疑問を感じている。
- ・ドライバーの賃金が低すぎるため応募が少ない。また、介護職の運転業務についての手当てがないので運転業務を嫌がる傾向にある。

(4) 人材確保に関して市町村に期待するサポート

問 28 人材確保に関して市町村に期待するサポートがあれば、ご回答ください。
(自由記述)

全体で、45 件の回答がありました。主なものを一部掲載します。

- ・無資格、未経験者の採用も行っているが、初任者研修や実務者研修を受講する際の受講料サポートがあると、資格取得に向けて一歩ふみ出せる人が多いと思う。
- ・処遇改善できるよう資格取得支援金や研修費用支援金。
- ・退職後の方などに福祉の仕事に関心を持ってもらい、自分の介護予防として仕事ができるような仕組み作り。
- ・介護のやりがいを紹介する場の構築、小中高生等への福祉教育、研修受講費用の補助。
- ・施設見学会を実施してほしい。
- ・福祉業界の人材確保に向け、事業所合同での採用イベント等を企画・開催するほか、各教育課程における福祉・介護の魅力を PR できる機会を設けて欲しい。
- ・やりがいがある仕事だと魅力を発信してほしい。
- ・介護施設が綺麗で、古くない事も人材の定着には不可欠と感じます。設備充実のための補助金等アドバイスが欲しい。
- ・イメージの向上。
- ・介護の仕事の周知、やりがいや楽しさを伝える機会を作る。初任者研修の開催。
- ・資格取得支援の拡充。外国人材が今後の日本の介護を支えることの広報。処遇改善に偏った事業者支援の見直し。
- ・ヘルパーの待遇改善。
- ・ボランティアの育成。
- ・福祉に限定した面接会を開いてほしい。
- ・地域内で積極的に求人ができるよう取り組んでほしい。
- ・施設や事業所に対して、積極的な採用促進があると助かる。

9 第三者評価の受審状況について

(1) 受審状況

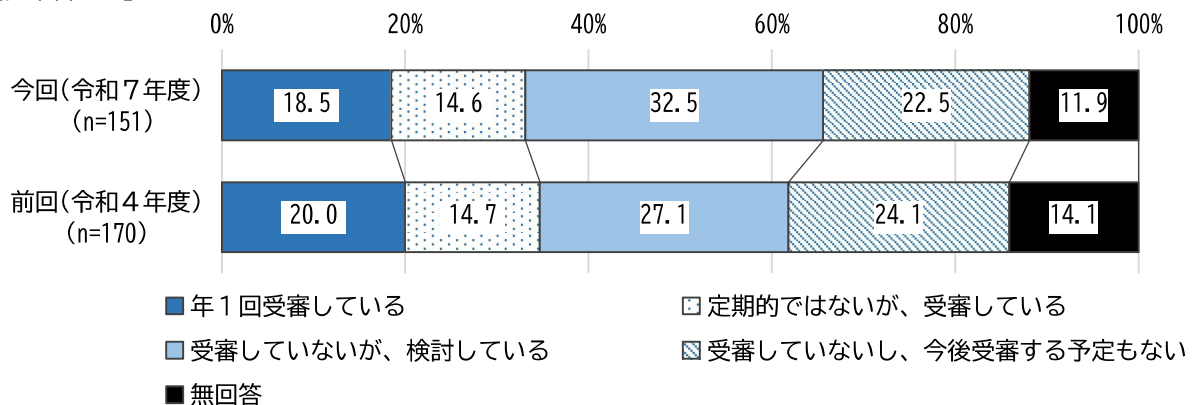
【この設問は、居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護のいずれかのサービスを提供している事業者のみ対象】

問 29 「東京都福祉サービス評価推進機構」が認証した「第三者評価機関」による「福祉サービス第三者評価」を受けていますか。また、受けるお考えはありますか

福祉サービス第三者評価の受審状況は、「受審していないが、検討している」が 32.5%で最も多く、次いで「受審していないし、今後受審する予定もない」(22.5%)等が続いています。

前回の調査結果と比較すると、「受審していないが、検討している」が 5.4 ポイント増加し、「受審していないし、今後受審する予定もない」が 1.6 ポイント減少しています。

【受審状況】



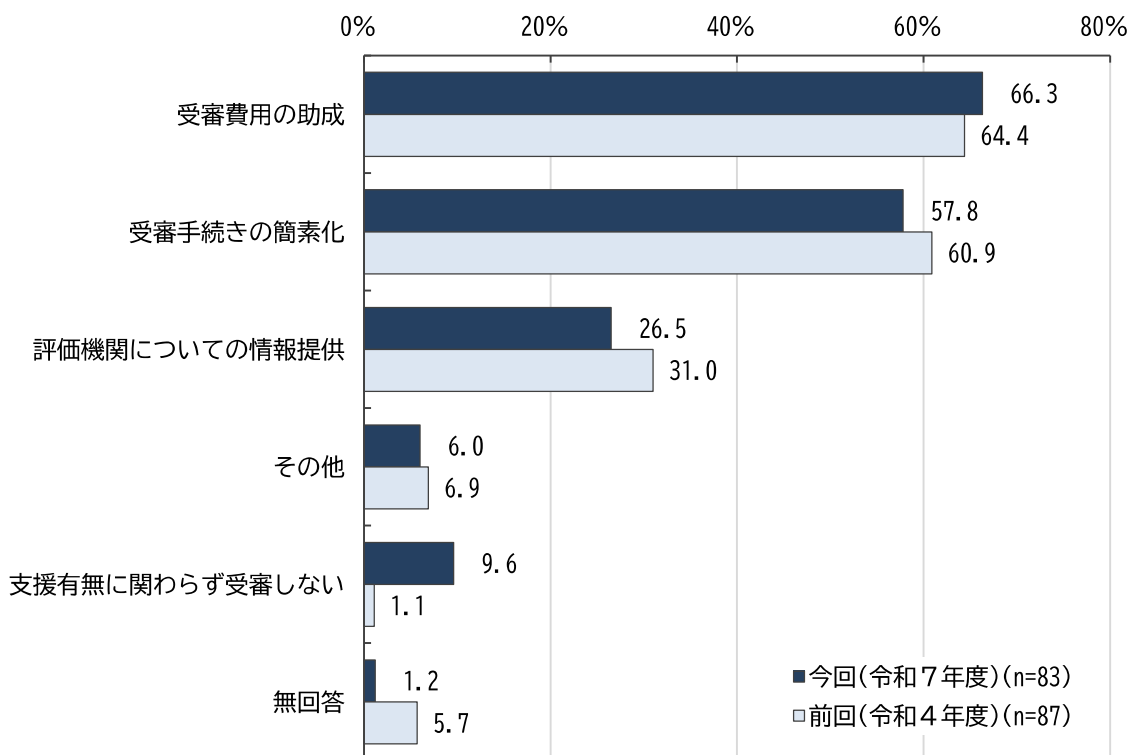
(2) 受審するための支援

【問 29 で「受審していないが、検討している」、「受審していないし、今後受審する予定もない」を選択した事業所のみ】

問 29-1 どのような支援があれば受審できると思いますか
(あてはまるものすべてに○)

現在受審していない事業所（「受審していないが、検討している」、「受審していないし、今後受審する予定もない」を選択した事業所）が求める福祉サービス第三者評価を受審するための支援は、「受審費用の助成」が 66.3% で最も多く、次いで「受審手続きの簡素化」（57.8%）、「評価機関についての情報提供」（26.5%）等が続いています。

【受審するための支援】（複数回答）



※ 「支援有無に関わらず受審しない」は、前回調査では「どんな支援があっても受審しない」という選択肢

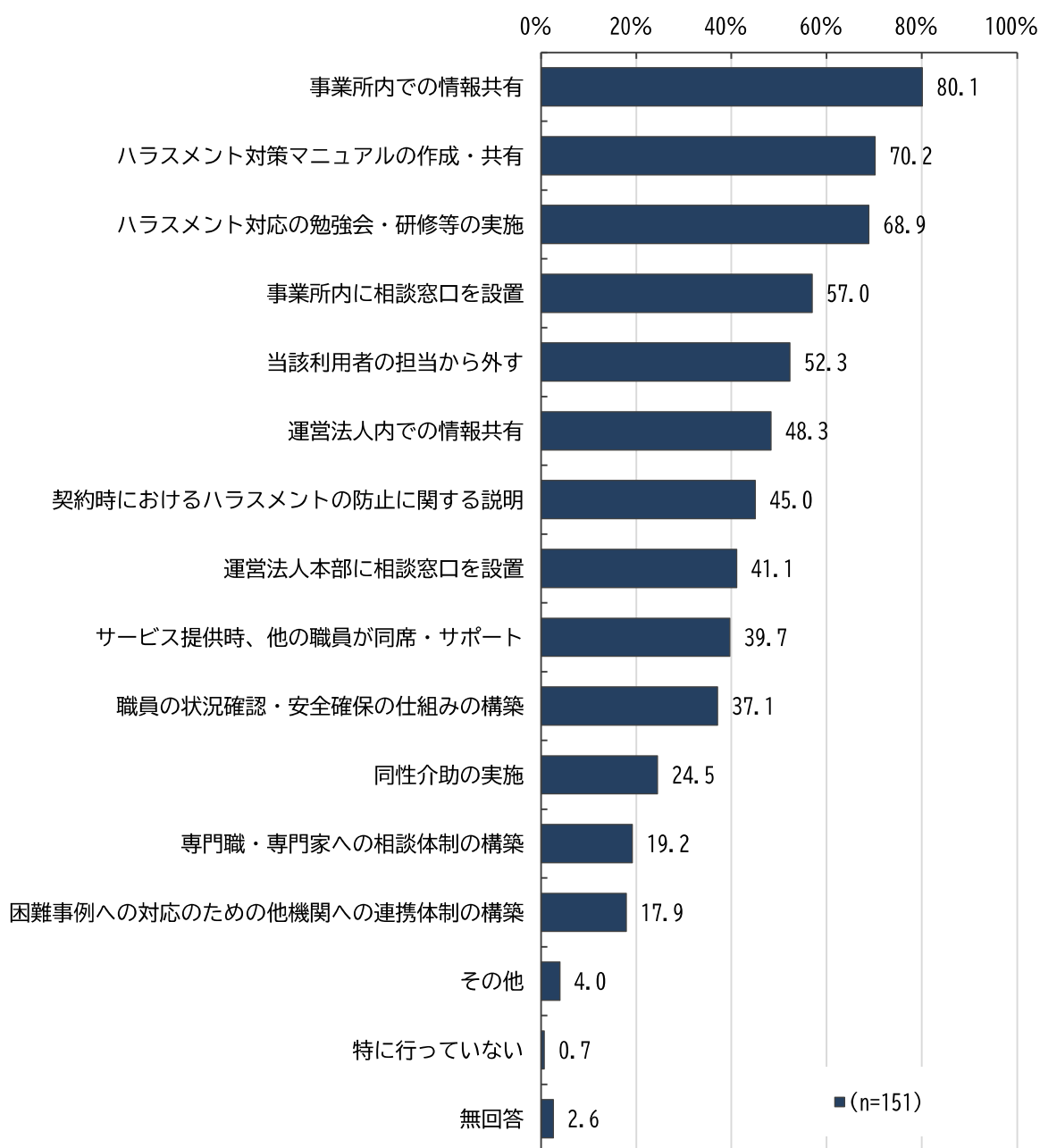
10 その他

(1) 利用者やその家族等からのハラスメントに対する対策の整備状況

問 30 利用者やその家族等からのハラスメントに対する、貴事業所（組織）の対策の整備状況について教えてください。（あてはまるものすべてに○）

利用者やその家族等からのハラスメントに対する対策の整備状況は、「事業所内での情報共有」が 80.1%で最も多く、次いで「ハラスメント対策マニュアルの作成・共有」（70.2%）、「ハラスメント対応の勉強会・研修等の実施」（68.9%）等が続いています。

【利用者やその家族等からのハラスメントに対する対策】（複数回答）



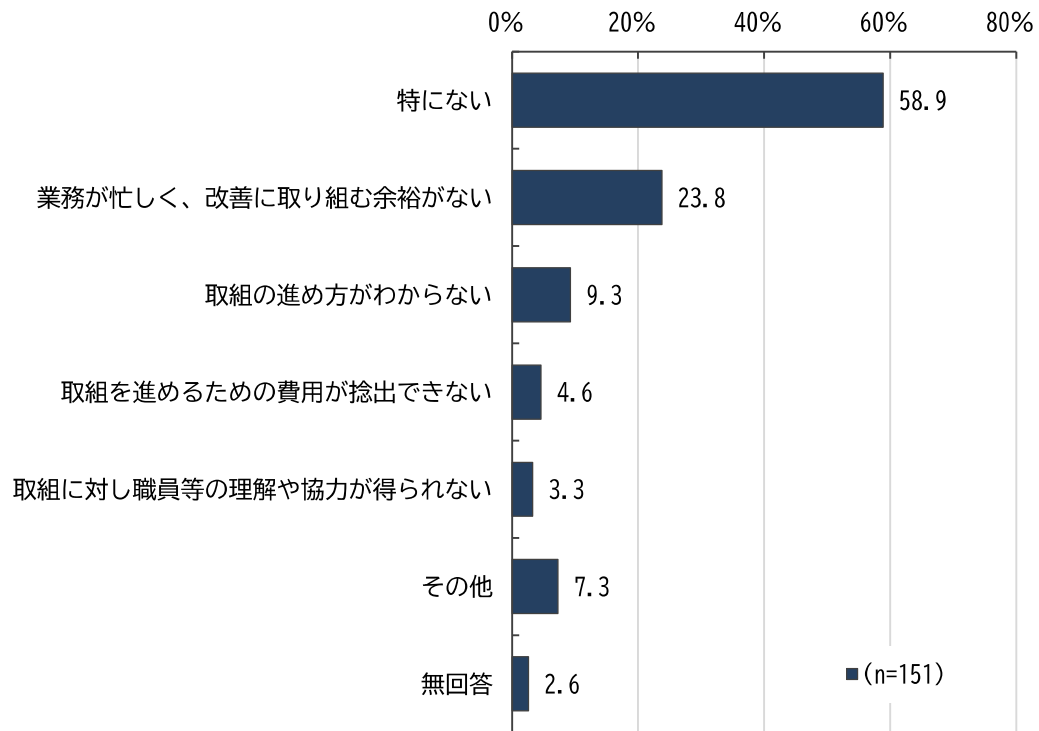
※ 今回調査から新たに追加された設問

(2) ハラスメントへの対策における課題

問 31 利用者やその家族等からのハラスメントへの対策において、課題となっているのはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

利用者やその家族等からのハラスメントへの対策における課題は、「特にない」が 58.9%で最も多く、次いで「業務が忙しく、改善に取り組む余裕がない」(23.8%)、「取組の進め方がわからない」(9.3%)等が続いています。

【利用者やその家族等からのハラスメントへの対策における課題】(複数回答)



※ 今回調査から新たに追加された設問

11 ご意見・ご要望について

(1) ご意見・ご要望

問 32 介護保険制度や保険者（国分寺市）に対してのご意見・ご要望等、ご自由にご記入ください

全体で、39 件の意見・要望がありました。内容ごとに整理し、概要を掲載します。

制度・行政に関すること

- ・介護度だけで分けてしまうと利用者の必要なサポートが受けられない場合がある。個人因子や環境因子も考慮して介護保険が利用できるよう、生活によりそった対応を求める。
- ・国分寺には通所リハが少ない。
- ・総合事業にも、介護保険と同様の加算の導入。
- ・物価が高騰していることに対して保険単価が連動しないと運営が困難。
- ・人材確保に関する周辺環境が日に日に困難になっており、制度・サービス提供の維持については行政の手厚いサポートが欠かせないと感じる。特に人員配置や加算要件については柔軟な取り扱いが必要になるのではないか。
- ・適切な認定調査の充実。利用者が必要なサービスをちゃんと受けられる制度であって欲しい。
- ・研修や情報共有できる場提供をお願いしたい。
- ・ボランティアを紹介して欲しい。

処遇改善に関すること

- ・福祉業界での仕事にやりがいを感じ一生続けられるように処遇改善と資格支援をお願いしたい。
- ・介護報酬の単価が今の倍くらいは欲しい。
- ・保育や児童養護といった他のサービスに比べて公定価格が低い。また、物価や人件費の高騰に対して適時に反映される仕組みになっていない。処遇改善についても、基本報酬に組み込み、事業者の裁量に委ねるべき。
- ・一番の課題は人不足なので、企業説明会のような場を作って欲しい。

令和7年度
国分寺市介護保険運営協議会
活動報告書

令和8年3月
国分寺市介護保険運営協議会

目 次

1	令和7年度国分寺市介護保険運営協議会の活動総括	2
2	主な協議事項・報告事項	3
2-1	今期計画の進捗管理等について	3
2-2	各種基礎調査について	3
2-3	地域密着型サービスの指定等の確認について	4
3	諮問	5
	国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について（諮問）	5
	特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について（諮問）	7
4	答申	8
	特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について	8
5	令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動概要	10
資料編	14
1	国分寺市介護保険運営協議会委員名簿	14
2	国分寺市介護保険条例抜粋（第7章 介護保険運営協議会）	15
3	令和7年度国分寺市介護保険運営協議会資料一覧	17

1 令和7年度国分寺市介護保険運営協議会の活動総括

本年度は、第9期介護保険事業計画（以下、「事業計画」という。）の2年目にあたることから、介護保険運営協議会（以下、「協議会」という。）では、来年度策定する第10期介護保険事業計画策定に向けた各種基礎調査についての議論を中心に、円滑な制度運営に対しての協議を行いました。

その他、各種報告内容の一部は以下のとおりです。

■令和6年度介護保険事業決算報告について

令和6年度の介護保険特別会計における歳入・歳出の内訳、前年度及び事業計画との比較、要介護認定の状況等について報告を受けました。

■令和6年度介護保険に関する苦情概要について

令和6年度中に寄せられた介護保険に関する苦情概要について、報告を受けました。

■令和6年度介護支援ボランティア制度の実施状況について

介護支援ボランティア制度の概要や、登録者数、活動回数等について報告を受けました。

■令和6年度介護サービス相談員活動報告について

介護サービス相談員派遣等事業の説明や令和5年度の活動状況等の報告を受けました。

■令和6年度国分寺市地域包括支援センター事業報告について

令和6年度における地域包括支援センターの事業等について報告を受けました。

■国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画進捗状況評価について

国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画進捗状況評価について報告を受けました。

2 主な協議事項・報告事項

2-1 今期計画の進捗管理等について

第2回の協議会では、第9期介護保険事業計画上の見込量と実績値を比較する、サービス見込量進捗管理票が示されました。第4回の協議会では、国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会の報告として、第9期の進捗状況評価報告書が示されました。

2-2 各種基礎調査について

協議会では、市から各種基礎調査の説明があり、調査項目等について協議しました。協議の内容を受け、市で検討や修正を行った後、2月中旬に調査が実施されました。

①各種基礎調査の概要

調査の種類及び対象者は前回調査と変更がないこと、前回調査同様、インターネットでも調査への回答を行うことができることについて市から説明がありました。

国が実施を検討いただきたい調査として示している在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査を新たに組み込むことの説明がありました。

調査番号	調査名	調査対象	配布数
1	介護予防・日常生活圏域二ーズ調査	要介護の認定を受けた方及び施設入所の方を除く市内に住所を有する65歳以上の方	3,586件
2	在宅介護実態調査	施設入所の方を除く市内に住所を有する要支援・要介護の認定を受けた方及びその介護者の方	1,437件
3	施設等利用者及び家族状況調査	要介護認定を受けている65歳以上の施設入所者	277件
4	介護保険事業者調査	市内及び周辺地域に所在し市民にサービスを提供している事業者	412件
5	介護支援専門員調査	市内及び周辺地域の介護支援専門員	91件
6	介護職員等調査	市内及び周辺地域に所在し市民にサービスを提供している事業者の介護職員等	752件
7	住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅調査	市内で開設している住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅	8件

調査方法：郵送によるアンケート調査（回答は郵送又はインターネット）

調査期間：令和8年2月17日～令和8年3月9日（調査番号1、3～7）

令和8年3月10日～令和8年4月10日（調査番号2）

②各種基礎調査の調査項目について

第3回の協議会で、各種基礎調査の調査項目について意見を述べました。

③国が示している調査票との関係について

市から、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」について、国から示されている調査票を基本とし、市独自の設問を追加する形で調査を実施すること、集計結果については、国のシステムにデータを入力し、全国のデータとの比較・分析を行うことの説明を受けました。

新たに実施することとした在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査は、国から示されている調査票を、「介護保険事業者調査」、「介護支援専門員調査」、「介護職員等調査」、「住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅調査」に組み込むことの説明を受けました。

【協議会で出された主な意見】

第3回	<p>(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)</p> <p>○介護認定の状況について、選択肢「1 非該当」は、介護認定の申請をしたことがない高齢者にとっては分かりづらいため、「1 なし」と変更したほうがよいのではないか。</p> <p>○「現在の耳の聞こえはどうか」という設問の選択肢が、主観的であるため、客観的な事実が分かる回答内容にしたほうがよいのではないか。</p> <p>○「携帯電話やスマートフォンで操作可能なものを教えてください」の選択肢について精査をしたほうがよいのではないか。</p> <p>(在宅介護実態調査)</p> <p>○介護保険制度利用者の経済的な状況についての設問があったほうがよいのではないか。</p> <p>(介護保険事業者調査)</p> <p>○8ページ問17選択肢「4 災害発生時のサービス提供再開に向けたマニュアル等の作成」について、作成は義務化されているため選択し削除しているが、「マニュアルの従業員への周知」等質問を盛り込んでよいのではないか。</p> <p>(介護保険事業者調査・介護支援専門員調査・介護職員等調査)</p> <p>○ハラスメント質問について、介護職員が答えやすいような工夫をし、他の事例も参考にしたほうがよいのではないか。</p>
-----	---

2-3 地域密着型サービスの指定等の確認について

地域密着型サービスの指定について事務局から説明を受け、意見を述べました。

3 諮問

国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について（諮問）

協議会では、令和6年5月21日付け諮問第1号、第2号にて諮問のあった事項につき、昨年度より協議を始めました。

諮問 第 1 号

令和6年5月21日

国分寺市介護保険運営協議会会長 殿

国分寺市長 井 澤 邦 夫



国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について（諮問）

国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営に資するため、国分寺市介護保険条例第39条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

- (1) 介護保険制度の運営の円滑化に関する事
- (2) 介護保険サービスの提供、確保及びサービス水準に関する事
- (3) 介護保険サービスの基盤整備に関する事
- (4) 地域密着型サービスに関する事
- (5) 保険料の減免及び利用料の軽減に関する事
- (6) 介護認定の適正化に関する事
- (7) 苦情処理等に係る対応に関する事
- (8) 介護保険事業計画に関する事
- (9) その他介護保険制度に関して必要と認める事項

以上

諮問第2号

令和6年5月21日

国分寺市介護保険運営協議会会長 殿

国分寺市長 井澤 邦夫



国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について（諮問）

国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営に資するため、国分寺市介護保険条例第39条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

介護保険料の設定に関すること

以上

特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について（諮問）

協議会では、令和8年2月20日付け諮問第3号にて諮問のあった事項につき、協議を
しました。

諮 問 第 3 号

令和8年2月20日

国分寺市介護保険運営協議会会長 殿

国分寺市長 丸山 哲平



特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正につ
いて（諮問）

特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について、
国分寺市介護保険条例第39条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問
いたします。

記

原則申請に基づく介護保険料の減免について、市長が特に必要があると
認める場合に限り、本人の個別申請によらず介護保険料の減免を適用させ
ること。

以上

4 答申

特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について

協議会では、諮問第3号で諮問のあった事項について、第5回の協議会で以下のとおり答申を行いました。

答 申 第 1 号

令和8年3月3日

国分寺市長 丸山 哲平 様

国分寺市介護保険運営協議会

会長 橋本 正明

特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について（答申）

令和8年2月20日付け諮問第3号により諮問のあった事項について、令和7年度第5回国分寺市介護保険運営協議会において審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

記

令和8年1月9日付厚生労働省老健局介護保険計画課「介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について」通知において、前年度非課税者に係る特例減免の考え方が示され、原則申請が必要な介護保険料の減免について、本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能としている。また、今回の特例減免に限らず、有事の際等に本人による個別申請ができないケースも想定されることも含めて検討を行った。

1 介護保険条例改正に関する市の考え方と本協議会の意見

介護保険条例第 34 条第 1 項を以下のように改正する。

【現行】

(保険料の減免)

市長は、保険料の納付義務者が前条第 1 項各号のいずれかに該当する場合であって、その者から保険料を徴収することが適当でないとき、当該納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。

【改正後】

(保険料の減免)

市長は、保険料の納付義務者が前条第 1 項各号のいずれかに該当する場合であって、その者から保険料を徴収することが適当でないとき、当該納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、当該納付義務者の申請によらずにその保険料を減免することができる。

以上の市の考え方は、介護保険料の減免については、原則申請を必要としていること、また、今回の特例減免や今後の有事の際等に申請によらずに対応すべき場面が想定されること等も踏まえ、市長が特に必要と認める場合に限り申請によらず減免を行うこととする介護保険条例の改正については、本協議会として妥当と判断いたします。

以上

5 令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動概要

	開催日	議題及び報告	協議内容等
第1回	令和7年 5月27日(火)	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービスの指定について</p> <p>【報告】</p> <p>①国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画の策定体制及びスケジュール(案)について</p> <p>②令和6年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書について</p> <p>③令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書について</p> <p>④隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について</p>	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービスの新規指定及び指定更新について説明を受け、承認しました。</p> <p>【報告】</p> <p>①～④について報告を受けました。 ①については意見を述べました。</p>

	開催日	議題及び報告	協議内容等
第2回	令和7年 8月26日(火)	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービス事業所の指定について</p> <p>【報告】</p> <p>①国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査について</p> <p>②令和6年度介護保険事業決算報告について</p> <p>③介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票（令和6年度）について</p> <p>④令和6年度介護保険に関する苦情概要について</p> <p>⑤国分寺市高齢者送迎サービス事業の廃止について</p> <p>⑥令和6年度介護支援ボランティア制度の実施状況について</p> <p>⑦令和6年度介護未経験者研修費用補助金交付事業及び介護支援専門員法定研修費用補助金交付事業の実施状況について</p> <p>⑧令和6年度介護サービス相談員活動報告について</p>	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービスの指定更新について説明を受け、承認しました。</p> <p>【報告】</p> <p>①～⑧について報告を受けました。①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧については意見を述べました。</p>

	開催日	議題及び報告	協議内容等
第3回	令和7年 11月18日(火)	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービス事業所の新規指定について</p> <p>②国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査について</p> <p>【報告】</p> <p>①令和6年度国分寺市地域包括支援センター事業報告・令和7年度国分寺市地域包括支援センター事業計画について</p> <p>②令和7年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（インセンティブ交付金）の評価結果について</p> <p>③隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について</p>	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービスの新規指定について説明を受け、承認しました。</p> <p>②国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査について説明を受け、意見を述べました。</p> <p>【報告】</p> <p>①～③について報告を受けました。</p>

	開催日	議題及び報告	協議内容等
第4回	令和8年 2月4日(火)	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービス事業所の指定について</p> <p>②国分寺市介護保険条例の改正について</p> <p>【報告】</p> <p>①国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定検討委員会の報告について</p> <p>②国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画進捗状況評価について</p> <p>③介護認定率・給付月額・受給率等から見る国分寺市の状況について</p>	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービスの指定更新について説明を受け、承認しました。</p> <p>②国分寺市介護保険条例の改正について説明を受け、意見を述べました。</p> <p>【報告】</p> <p>①～③について報告を受けました。 ①、②については意見を述べました。</p>
第5回	令和8年 3月3日(火)	<p>【議題】</p> <p>①国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について</p> <p>②令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書(案)について</p> <p>③令和8年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書(案)について</p> <p>【報告】</p> <p>①隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について</p>	<p>【議題】</p> <p>①国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について確認し、意見を述べ、特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について答申を行いました。</p> <p>②令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書(案)について説明を受け、承認しました。</p> <p>③令和8年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書(案)について説明を受け、承認しました。</p> <p>【報告】</p> <p>①について報告を受けました。</p>

資料編

1 国分寺市介護保険運営協議会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等
公募により選出された 第1号被保険者	岡部 正行	—
	干場 薫	—
公募により選出された 第2号被保険者	青木 千佳子	—
	横田 剛一	—
公募により選出された 居宅サービス又は 施設サービスの従事者	北山 奈穂子	国分寺ひかり診療所 通所リハビリテーション
	鈴木 さおり	一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会
国分寺市介護認定審査会の 代表	◎ 橋本 正明	国分寺市介護認定審査会会長
居宅サービス事業者の代表	八木 亜希子	さわやか訪問看護 リハビリステーション
施設サービス事業者の代表	清水 桂司	社会福祉法人にんじんの会 にんじん健康ひろば
民生委員の代表	前出 禎造 (～令和7年11月30日)	国分寺市民生委員・児童委員 協議会東部地区会長
	石川 眞澄 (令和7年12月1日～)	国分寺市民生委員・児童委員 協議会西部地区会長
国分寺市社会福祉協議会の 代表	小川 恵一郎	社会福祉法人国分寺市社会福祉 協議会事務局長
識見を有する者	加地 裕武	多摩の森綜合法律事務所
	奥山 尚	奥山内科クリニック
	○ 山口 光治	淑徳大学 学長
	富井 友子	十文字学園女子大学

※敬称略。◎は会長、○は副会長。

2 国分寺市介護保険条例抜粋（第7章 介護保険運営協議会）

（設置）

第38条 介護に関する施策の企画立案及びその実施に当たり、利用者等の意見が十分に反映され、市の介護保険制度の円滑、かつ、適切な運営を図るため、国分寺市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第39条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。

- (1) 介護保険制度の運営の円滑化に関すること。
- (2) 介護保険サービスの提供、確保及びサービス水準に関すること。
- (3) 介護保険サービスの基盤整備に関すること。
- (4) 地域密着型サービスに関すること。
- (5) 保険料の減免及び利用料の軽減に関すること。
- (6) 介護認定の適正化に関すること。
- (7) 苦情処理等に係る対応に関すること。
- (8) 介護保険事業計画に関すること。
- (9) その他介護保険制度に関して必要と認める事項

2 協議会は、前項に規定する所掌事務を処理するほか、介護保険制度に係る重要事項について市長に建議することができる。

（組織）

第40条 協議会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された第1号被保険者 2人以内
- (2) 公募により選出された第2号被保険者 2人以内
- (3) 公募により選出された居宅サービス又は施設サービスの従事者 2人以内
- (4) 国分寺市介護認定審査会の代表 1人
- (5) 居宅サービス事業者の代表 1人
- (6) 施設サービス事業者の代表 1人
- (7) 民生委員の代表 1人
- (8) 国分寺市社会福祉協議会の代表 1人
- (9) 識見を有する者 4人以内

（委員の任期）

第41条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第42条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第43条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第44条 協議会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第45条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第46条 この条例に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

3 令和7年度国分寺市介護保険運営協議会資料一覧

●第1回開催 令和7年5月27日（火）

資料1	地域密着型サービス事業所の指定について
資料2	地域密着型サービス事業所の指定について
資料3	国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定体制及びスケジュール（案）について
資料4	令和6年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書
資料5	令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書
資料6	隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について

●第2回開催 令和7年8月26日（火）

資料1	地域密着型サービス事業所の指定について
資料2	地域密着型サービス事業所の指定について
資料3	国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査について
資料4	令和6年度介護保険事業決算報告について
資料5	介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票（令和6年度）について
資料6	令和6年度介護保険に関する苦情概要について
資料7	国分寺市高齢者送迎サービス事業の廃止について
資料8	令和6年度介護支援ボランティア制度の実施状況について
資料9	令和6年度介護未経験者研修費用補助金交付事業及び介護支援専門員法定研修費用補助金交付事業の実施状況について
資料10	令和6年度介護サービス相談員活動報告について

●第3回開催 令和7年11月18日（火）

資料1	地域密着型サービス事業所の指定について
資料2	国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査について
資料3	令和6年度国分寺市地域包括支援センター事業報告・令和7年度国分寺市地域包括支援センター事業計画について
資料4	令和6年度国分寺市地域包括支援センター事業報告・令和7年度国分寺市地域包括支援センター事業計画について

資料5	令和7年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（インセンティブ交付金）の評価結果について
資料6	隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について

●第4回開催 令和8年1月13日（火）

資料1	地域密着型サービス事業所の指定について
資料2	地域密着型サービス事業所の指定について
資料3	地域密着型サービス事業所の指定について
資料4	国分寺市介護保険条例の改正について
資料5	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定検討委員会の報告について
資料6	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定検討委員会の報告について
資料7	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定検討委員会の報告について
資料8	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定検討委員会の報告について
資料9	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画進捗状況評価（令和6年度）について
資料10	介護認定率・給付月額・受給率等から見る国分寺市の状況について

●第5回開催 令和8年3月3日（火）

資料1	特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について（諮問）
資料2	特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について
資料3	令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書（案）について
資料4	令和8年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書（案）について
資料5	隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について

令和8年度
国分寺市介護保険運営協議会
活動計画書

令和8年3月

= 高齢福祉課 =

1 介護保険運営協議会の主な活動内容（令和8年度）

令和8年度は、以下の3点を介護保険運営協議会（以下、協議会）の主な活動内容とします。

（1）第9期介護保険事業計画の進捗管理等について

今年度は、第9期介護保険事業計画（以下、事業計画）の3年目、最終年度にあたります。国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会の報告をもとに、主に介護保険事業に関する施策・事業の進捗管理及び課題抽出を行い、事業計画の策定及び円滑な制度運営に向けた協議を行っていきます。

（2）第10期介護保険事業計画の策定に関することについて

今年度は、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定年度となります。また、認知症施策推進計画について、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画と一体のものとして策定することを決定しました。昨年度実施した各種基礎調査の結果から、被保険者、要介護（要支援）認定者、介護保険事業者及び介護従事者の状況・意識・意向等を把握し、主に介護保険事業に関わる傾向や課題を整理します。また、主として介護保険サービス量の見込み、介護保険料設定、介護保険事業の円滑な運営に向けた施策等について扱い、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画の一体的な策定に向けた協議を行います。

（3）地域密着型サービスの指定等の確認について

協議会では、「地域密着型サービスに関すること」が諮問事項に含まれています。事業所の指定等の確認も協議事項として取り上げていきます。

【参考】 諮問内容

諮問第1号 国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について

- (1) 介護保険制度の運営の円滑化に関すること
- (2) 介護保険サービスの提供、確保及びサービス水準に関すること
- (3) 介護保険サービスの基盤整備に関すること
- (4) 地域密着型サービスに関すること
- (5) 保険料の減免及び利用料の軽減に関すること
- (6) 介護認定の適正化に関すること
- (7) 苦情処理等に係る対応に関すること
- (8) 介護保険事業計画に関すること
- (9) その他介護保険制度に関して必要と認める事項

諮問第2号 国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について
介護保険料の設定に関すること



2 協議会での主な議題（令和8年度）

年 度	状 況	主な議題（予定）
令和8年度	第9期事業計画（3年目） 第10期事業計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○現事業計画の主として介護保険事業に関する状況把握と課題の抽出 ○介護保険サービス量の見込みと介護保険料の設定 ○第10期介護保険事業の円滑な運営に向けた施策等の検討 ○地域密着型サービスの指定確認

【参考（過去3年）】

年 度	状 況	主な議題
令和5年度	第8期事業計画（3年目） 第9期事業計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○現状と課題の整理（事業の進捗評価、アンケート調査結果から見られる傾向や課題等の抽出） ○第9期事業運営に向けた各種方策 ○サービス量見込みと介護保険料の確認及び答申に向けた協議 ○地域密着型サービスの指定確認
令和6年度	第9期事業計画（1年目）	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画の実施状況確認 ○地域密着型サービスの指定・整備確認
令和7年度	第9期事業計画（2年目） 各種基礎調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画の実施状況確認・課題検討 ○第10期介護保険事業計画策定に向けての準備作業（各種基礎調査の調査目的や設問等の確認・協議） ○地域密着型サービスの指定確認

3 協議会での主な報告事項（令和8年度）

種 別	内容（予定）
相談・苦情対応の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険に関する苦情概要 ○介護サービス相談員派遣事業の活動報告
国分寺市独自の施策の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者緊急ショートステイサービスの利用状況 ○保険料減免、利用料軽減制度の現状 ○介護支援ボランティア制度の実施状況 ○介護人材の確保に向けた取組の実施状況
介護保険事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ○介護認定の状況 ○介護サービスの利用状況 ○介護給付費の状況 ○地域包括支援センターの事業報告

4 協議会のスケジュール（令和8年度）

○協議会の開催は5月、8月、9月、11月、2月、3月の年間6回を予定しています。
各回の主な活動内容は、以下のとおりです。

○高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画の一体的な策定に向け、国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定検討委員会（以下、策定検討委員会）における協議結果等については、協議会に随時報告を行います。また、協議会において各種基礎調査の結果及び介護保険事業の進捗状況から抽出した介護保険事業に関する課題並びに介護保険サービス量の見込みや介護保険料設定についての意見は、策定検討委員会に報告を行います。

【協議会のスケジュール（令和8年度）】

開催日		主な活動内容（予定）
（4月～5月）各種基礎調査の集計・関係団体ヒアリングの実施		
第1回	令和8年 5月26日（火）	○令和8年度協議会活動計画の確認 ○各種基礎調査から見える介護保険事業に関する課題について
第2回	令和8年 8月4日（火）	○令和7年度介護保険事業決算報告 ○令和7年度介護保険に関する苦情概要の報告 ○令和7年度介護支援ボランティア制度の実施状況について報告 ○令和7年度介護サービス相談員活動報告 ○介護未経験者研修費用補助金交付事業、介護支援専門員法定研修費用補助金交付事業の実施状況について ○各種基礎調査及び関係団体懇談会の結果から見える介護保険事業に関する課題について
第3回	令和8年 9月29日（火）	○令和7年度地域包括支援センター事業報告 ○第10期事業計画の骨子について
第4回	令和8年 11月10日（火）	○第10期事業計画素案及びパブリック・コメント実施案について ○第10期介護保険事業サービス見込み量・介護保険料推計試算について
（12～1月）市民説明会、パブリック・コメントを実施（予定）		
第5回	令和9年 2月9日（火）	○第10期介護保険料案について ○第10期事業計画案について ○パブリック・コメントの意見集約について
第6回	令和9年 3月23日（火）	○第10期事業計画案策定に関する報告 ○令和8年度協議会活動報告書の確認 ○令和9年度協議会活動計画案の確認

※その他「地域密着型サービスの指定について」は随時協議・報告。

隣接市の地域密着型通所介護事業所の指定

1 地域密着型通所介護事業所について

平成28年4月1日より小規模（利用定員18人以下）通所介護サービスの地域密着型サービスへの移行に伴い、原則として事業所が所在する市区町村の被保険者だけが利用できることになり、市外市区町村に所在する地域密着型介護サービスを利用する際には、従前からの地域密着型サービスの指定手続と同様の手続が必要になりました。

ただし、隣接市（立川市・国立市・府中市・小金井市・小平市）については、介護保険法第78条の2第9項の規定により、利用に係る同意不要協定を締結しています。また、同法同条第10項の規定により、指定申請があった場合には、被申請市町村長の指定があったものとみなされます。

令和8年3月2日から令和8年5月1日までに指定を決定した事業所は以下のとおりです。

2 地域密着型通所介護事業所

事業所名	事業所番号	所在地	指定有効期間
邸宅デイサービス グ リーングラス国立	1393400195	東京都国立市東1-14-24	令和8年4月1日 ～ 令和14年3月31日